

新町建設計画



自然の鼓動を聞き
みなが集い、創る
やすらぎのまち

紀伊長島町・海山町合併協議会
紀北町（平成27年9月変更）

目 次

第1章 序 論	4
第1節 合併の必要性	4
1. 歴史的経緯.....	4
2. 人口減少・少子高齢化社会への対応.....	4
3. 生活圏の拡大と住民ニーズの高度化への対応.....	4
4. 地方分権への対応.....	5
5. 厳しい財政状況への対応.....	5
第2節 計画策定の方針	5
1. 計画の趣旨.....	5
2. 計画の構成.....	5
3. 計画の期間.....	6
4. 計画の留意点.....	6
第2章 新町の概況	7
第1節 位置と地勢	7
第2節 気 候	7
第3節 面 積	7
第4節 人口と世帯	7
第5節 産業構造	10
第3章 主要指標の見通し	11
第1節 人 口	11
1. 総人口.....	11
2. 就業人口.....	11
第4章 新町建設の基本方針	14
第1節 新町の基本理念	14
第2節 新町の将来像	15
第3節 新町のまちづくり方針	16
◇ 新町建設計画の政策体系.....	16
1. 自然と共生した安全で快適に暮らせるまちづくり.....	18
2. 互いに支え合い、安心して健康に暮らせるまちづくり.....	19
3. 活力ある豊かなまちづくり.....	21
4. 豊かな心を育む、教育と文化のまちづくり.....	23
5. 自立と協働をめざす、住民参加のまちづくり.....	24

第5章 新町の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第1節 自然と共生した安全で快適に暮らせるまちづくり・・・・・・・・25

1-1 生活安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・25

- ①防災対策の充実 ②消防・救急体制の充実 ③交通安全対策の充実
- ④生活安全対策の充実

1-2 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・27

- ①環境保全意識の高揚 ②廃棄物の適正処理の推進 ③水道の整備
- ④下水道の整備 ⑤衛生対策の充実 ⑥住宅対策の推進

1-3 生活基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・29

- ①土地利用計画 ②都市計画の推進 ③道路の整備 ④港湾・海岸の整備
- ⑤河川の整備 ⑥治山・治水、砂防、急傾斜地対策の推進

1-4 交通・通信体系の整備・・・・・・・・・・・・31

- ①道路網の整備 ②公共交通網の整備 ③情報通信システムの充実

1-5 自然環境の保全・・・・・・・・・・・・32

- ①自然の保全 ②自然の活用 ③エネルギー対策の推進

第2節 互いに支え合い、安心して健康に暮らせるまちづくり・・・・33

2-1 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・33

- ①成人保健対策の推進 ②母子保健対策の推進 ③感染症対策の推進
- ④地域医療対策の推進 ⑤国民健康保険事業の健全運営

2-2 社会福祉の充実・・・・・・・・・・・・35

- ①地域福祉の推進 ②高齢者福祉の推進 ③児童福祉の推進
- ④一人親家庭等の福祉の推進 ⑤障害者（児）福祉の推進
- ⑥低所得者福祉の推進 ⑦国民年金 ⑧介護保険

2-3 人権の尊重・・・・・・・・・・・・38

- ①人権施策の推進 ②男女共同参画の推進

第3節 活力ある豊かなまちづくり・・・・・・・・・・・・39

3-1 産業の振興・・・・・・・・・・・・39

- ①農業の振興 ②林業の振興 ③水産業の振興 ④商業の振興
- ⑤工業の振興 ⑥新産業の育成

3-2	観光産業の推進	43
	①集客交流産業の推進 ②レクリエーション都市の整備 ③ホリスティック・リゾートの推進	
第4節	豊かな心を育む、教育と文化のまちづくり	44
4-1	生涯学習の推進	44
	①学習環境の整備 ②生涯スポーツの振興	
4-2	青少年の健全育成の推進	45
	①青少年健全育成の推進	
4-3	学校教育の充実	46
	①幼児教育の充実 ②義務教育の充実	
4-4	地域文化の保護・活用	47
	①文化財の保護 ②文化財の活用 ③伝統文化の保存・継承	
第5節	自立と協働をめざす、住民参加のまちづくり	47
5-1	協働・交流の推進	47
	①協働によるまちづくりの推進 ②情報提供の充実 ③民間非営利組織(NPO)活動等の促進 ④地域間交流の推進 ⑤国際交流の推進	
5-2	行財政改革の推進	49
	①自立できる町政の確立 ②協働型行政システムの確立 ③効果・効率的な行財政運営 ④機能的な組織・機構の構築 ⑤職員の意識改革	
第6章	新町における県事業の推進	52
第7章	公共的施設の統合整備	54
第8章	財政計画	55

第1章 序 論

第1節 合併の必要性

1. 歴史的経緯

本地域は、前面（東）に黒潮躍る熊野灘、背後（西）には日本有数の原生林が残る大台山系と豊かな自然に囲まれ、古くからその恵みを生かし、水産業・林業等の産業を中心として発展してきました。

紀伊長島町と海山町は、現在、2町で北牟婁郡を構成しておりますが、江戸時代には、現在の海山町の島勝、白の2浦、紀伊長島町の長島、三浦、海野、道瀬、錦の5浦と二郷村、赤羽郷五箇村の7浦6村で長島組を形成していました。また、気候、風土、産業、文化、生活様式など多くの面で地理的、歴史的に結びついてきた地域であり、住民間の交流も活発に行われ、日常生活圏においても一体の地域を形成しています。

さらに、隣接する自治体として、し尿処理事業等の広域的な行政の取り組みを実施しており、行政レベルでも一体性を高めています。

これらのことから、紀伊長島町、海山町の2町は、平成16年4月に紀伊長島町・海山町合併協議会を設置し、積極的な合併協議に取り組んできました。2町の合併は、このような経緯を踏まえつつ、この地域の自立と将来の総合的な発展をめざすものです。

2. 人口減少・少子高齢化社会への対応

本地域は、県内において最も人口減少率の大きい地域であり、平成12年の国勢調査の数値と比べると、平成27年には人口は約20%減少すると予測され、その反面、高齢化率は約10%上昇し40%近くまで到達すると予測され、急激な少子高齢化の進展が見込まれています。

こうした人口の減少と少子高齢化は、地域経済に大きな影響を与え、税収の減少を招くのみならず、高齢者人口の増加にともなう保健・医療・福祉サービス等の行政需要を増加させます。さらには、地域社会(コミュニティ)の存続さえも危うくしてしまいます。このような事態を踏まえ、2町が合併することにより、行財政基盤を強化し、安心して子どもを産み育てられる環境や高齢者が安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

3. 生活圏の拡大と住民ニーズの高度化への対応

現在の市町村の多くは「明治の大合併」、昭和30年前後の「昭和の大合併」を経て形成されており、その後、市町村の区域は今日までほとんど変わっておりません。

しかし、半世紀を経て、道路網の発達と車社会の進展、情報通信手段の発達

と普及により、住民の生活圏は急速に拡大し、現在の市町村の区域を超えた地域間のつながりを深めています。また、高度経済成長や情報化・国際化の進展などにより生活様式が変化しており、住民のニーズも多様化し高度化してきています。

こういった住民のニーズに的確に対応するため、広域的な視点から効果的な行政運営に努めることが必要です。

4. 地方分権への対応

平成11年の地方分権一括法の成立により、自己決定・自己責任の原則のもと、自立した地方自治体が強く求められています。また、国や県からの様々な権限が移譲されることにより、市町村においては、今まで以上に主体性の確立や政策形成能力の向上等が求められています。

このような変化に対応するためには、適切な受け皿づくりが必要であり、専門的な人材を育成するとともに、これまでの行政サービスのあり方を見直し、分権時代にふさわしい行政組織の体制を整えることが必要です。

5. 厳しい財政状況への対応

紀伊長島町、海山町の財政は、自主財源である地方税の歳入割合が低く、歳入の多くは国からの地方交付税や補助金、地方債等の依存財源に頼っています。

今後はこうした構造的な体質や生産年齢人口の減少により税収が減少するとともに、「三位一体改革」による地方交付税の削減や補助金の見直しで依存財源が減少します。さらに、地方分権の推進による行政経費の増加も見込まれ、市町村は今まで以上に厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような厳しい財政状況の中、行政サービスを維持・向上させていくためには、限られた財源の中で一層効果的で効率的な行財政運営と財政基盤の強化に努める必要があります。

第2節 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

この計画は、新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく施策を策定し、その実現により行政の効率的な運営を行うとともに、自治体としての自立を確立し、現在の住民サービスを維持しながら、さらなる住民福祉の向上や均衡ある発展を図ろうとするものです。

2. 計画の構成

この計画は、新町を建設していくための基本方針とこの基本方針を実現するための施策、公共的施設の統合整備及び財政計画で構成します。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成32年度までの15ヵ年度とします。

4. 計画の留意点

新町建設の基本方針を定めるにあたっては、新町の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新町の一体性の速やかな確立や住民福祉の向上を図るとともに、新町の均衡ある発展に資するよう適切に配慮します。

財政計画の策定にあたっては、地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を的確に把握し、この計画に示す施策を健全に実施できるものとします。

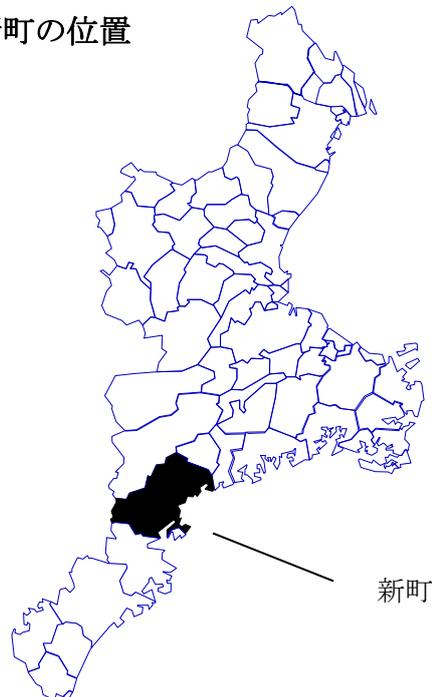
第2章 新町の概況

第1節 位置と地勢

新町は、三重県の南部、紀伊半島南端の潮岬と志摩半島の間、東紀州の玄関口に位置し、東は熊野灘、西は大台山系を境に奈良県と接し、南は尾鷲市、北は宮川村、大内山村、紀勢町と接しています。

地形は、大台山系から連なる急峻な山々と熊野灘特有のリアス式海岸に囲まれ、平野部が少なく町の総面積の9割近くを森林が占めています。

三重県における新町の位置



第2節 気候

気温は、平成16年から25年の平年値で16℃と温暖でおだやかな気候となっています。降水量は、平成16年から25年の平年値で北部は2,562mm、南部は3,761mmとなっており、特に南部は全国でも有数の多雨地帯となっています。

第3節 面積

新町は、総面積で256.53k㎡を有し、三重県全体の4.4%を占めています。地目別にみると、農地3.15k㎡(1.2%)、宅地3.16k㎡(1.2%)、山林229.76k㎡(89.6%)、道路、河川その他20.46k㎡(8.0%)で、森林の占める割合が非常に高くなっています。

第4節 人口と世帯

昭和の大合併当時の昭和30年の国勢調査による旧2町の総人口は、32,379

人でした。その後、若者の流出等により人口の減少が続き、平成12年には21,362人に、平成22年には18,611人になり、この10年間には12.9%減少しています。

平成12年から22年までの推移を年齢3区分で見ると、65歳以上人口が10.9%増加、15～64歳人口は21.5%減少、0～14歳人口は28.8%減少となっており、高齢化、少子化の進行がうかがえます。

高齢化率は、65歳以上の人口増加にともない、この10年間に28.6%から36.4%へと大きく上昇しています。

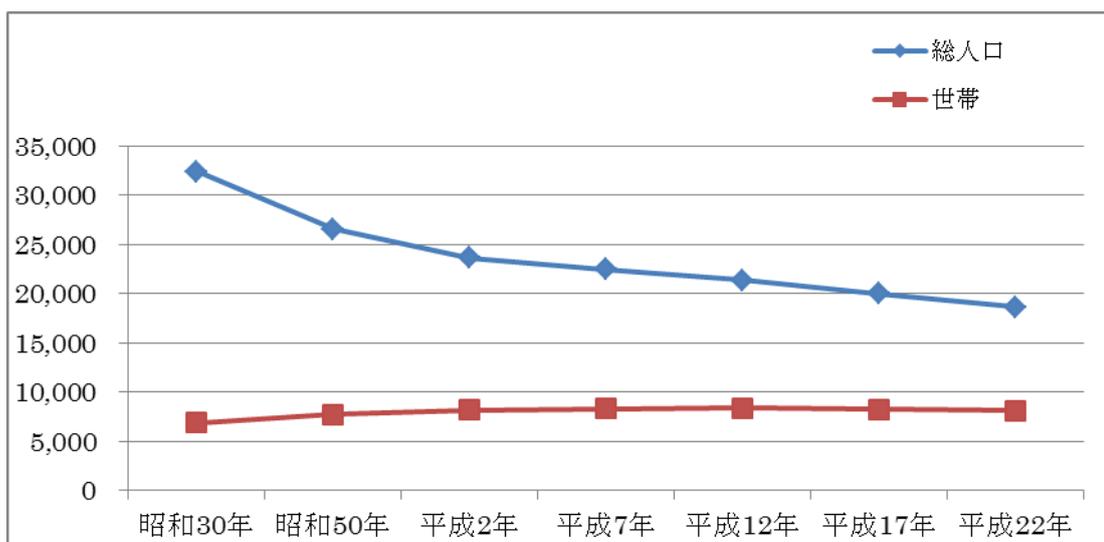
また、世帯数は、人口の減少に比例してこの10年間に285世帯減少して8,088世帯になり、これにともない1世帯当たりの人員は0.25人減少して2.30人となっています。

人口と世帯数の推移 (国勢調査による)

(単位：人、世帯)

区 分	昭和30年	昭和50年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	32,379	26,568	23,663	22,478	21,362	19,963	18,611
世帯数	6,865	7,693	8,203	8,308	8,373	8,205	8,088
1世帯当たりの人員	4.72	3.45	2.88	2.71	2.55	2.43	2.30

(単位：人、世帯)

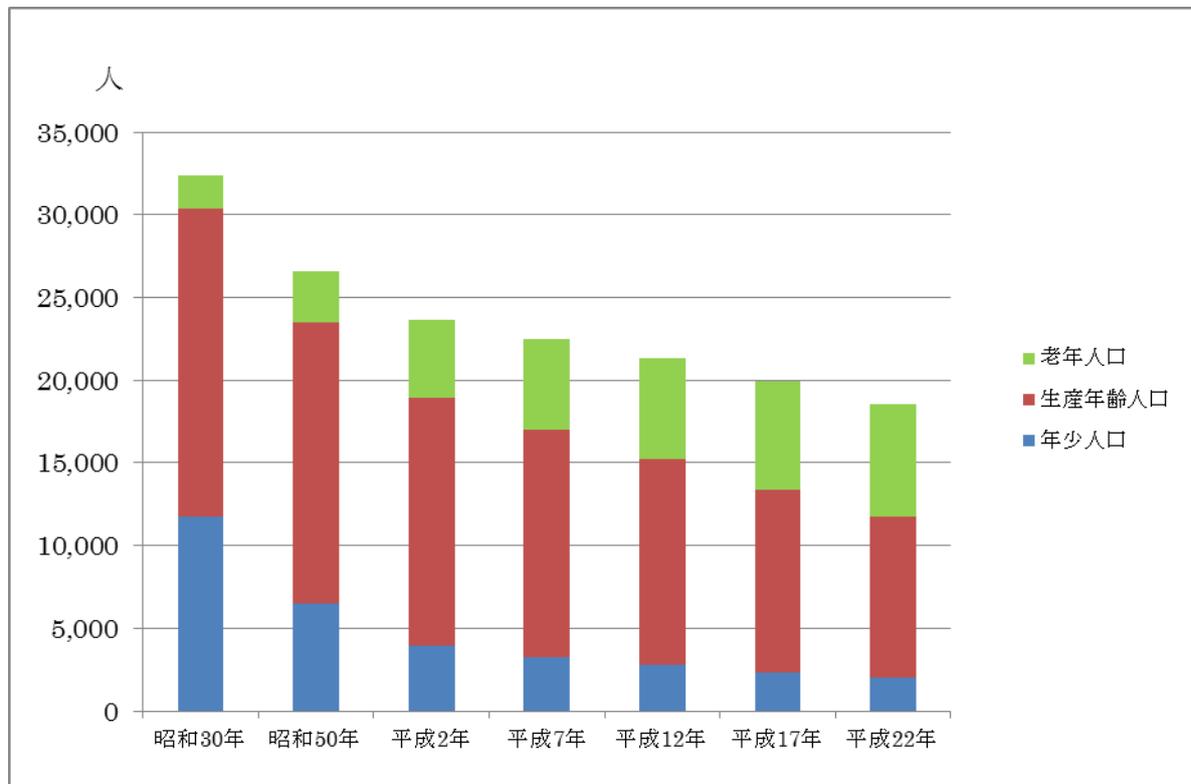


年齢三階層別人口の推移（国勢調査による）

（単位：人、％）

区 分	昭和30年	昭和50年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	32,379	26,568	23,663	22,478	21,362	19,963	18,611
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
老年人口 (65歳以上)	2,028	3,079	4,737	5,487	6,113	6,556	6,781
	(6.3)	(11.6)	(20.0)	(24.4)	(28.6)	(32.8)	(36.4)
生産年齢人口 (15～64歳)	18,618	17,011	14,977	13,766	12,463	11,058	9,779
	(57.5)	(64.0)	(63.3)	(61.3)	(58.4)	(55.4)	(52.5)
年少人口 (0～14歳)	11,733	6,478	3,949	3,225	2,786	2,349	1,984
	(36.2)	(24.4)	(16.7)	(14.3)	(13.0)	(11.8)	(10.7)

※平成22年国勢調査は67人(0.4%)の年齢不明者あり



第5節 産業構造

平成22年の国勢調査による就業者数は、8,227人で県全体の0.9%となり、また平成22年度の総生産は、565億7,900万円で、県全体の0.8%となっています。三重県の産業構成比と比較すると、第一次産業では、就業者数で6.6ポイント、総生産で6.0ポイントと高くなっています。第二次産業では就業者数で3.0ポイント、総生産で4.2ポイント低くなっています。第三次産業では、就業者数で0.1ポイント高いものの総生産では、1.7ポイント低くなっています。

平成22年産業別就業人口と平成22年度産業別総生産

(単位：人、百万円、%)

項	目	紀北町	三重県	県における割合
第一次産業	就業人口	845	33,016	(2.6)
		(10.3)	(3.7)	
第一次産業	総生産	4,055	86,019	(4.7)
		(7.2)	(1.2)	
第二次産業	就業人口	2,311	278,364	(0.8)
		(28.1)	(31.1)	
第二次産業	総生産	19,911	2,906,138	(0.7)
		(35.2)	(39.4)	
第三次産業	就業人口	4,945	536,802	(0.9)
		(60.1)	(60.0)	
第三次産業	総生産	32,415	4,350,095	(0.7)
		(57.3)	(59.0)	
その他	就業人口	126	46,915	(0.3)
		(1.5)	(5.2)	
その他	総生産	198	25,876	(0.8)
		(0.3)	(0.4)	
計	就業人口	8,227	895,097	(0.9)
		(100)	(100)	
計	総生産	56,579	7,368,128	(0.8)
		(100)	(100)	

資料：就業人口（H22 国勢調査）

総生産（H22 三重県の市町民経済計算）

第3章 主要指標の見通し

第1節 人 口

1. 総人口

人口は、平成22年の18,611人が平成32年には、15,862人にまで減少すると予測されます。一方で、65歳以上の人口は増加が予測され、平成32年の65歳以上の高齢化率は43.6%に達すると予測されます。

※国立社会保障・人口問題研究所予測。

2. 就業人口

少子化にともなう生産年齢人口の減少等により、就業人口は、平成22年の8,227人が平成32年には7,253人まで減少すると予測されます。

※平成32年の就業人口は、平成22年国勢調査の就業人口割合を乗じて予測。

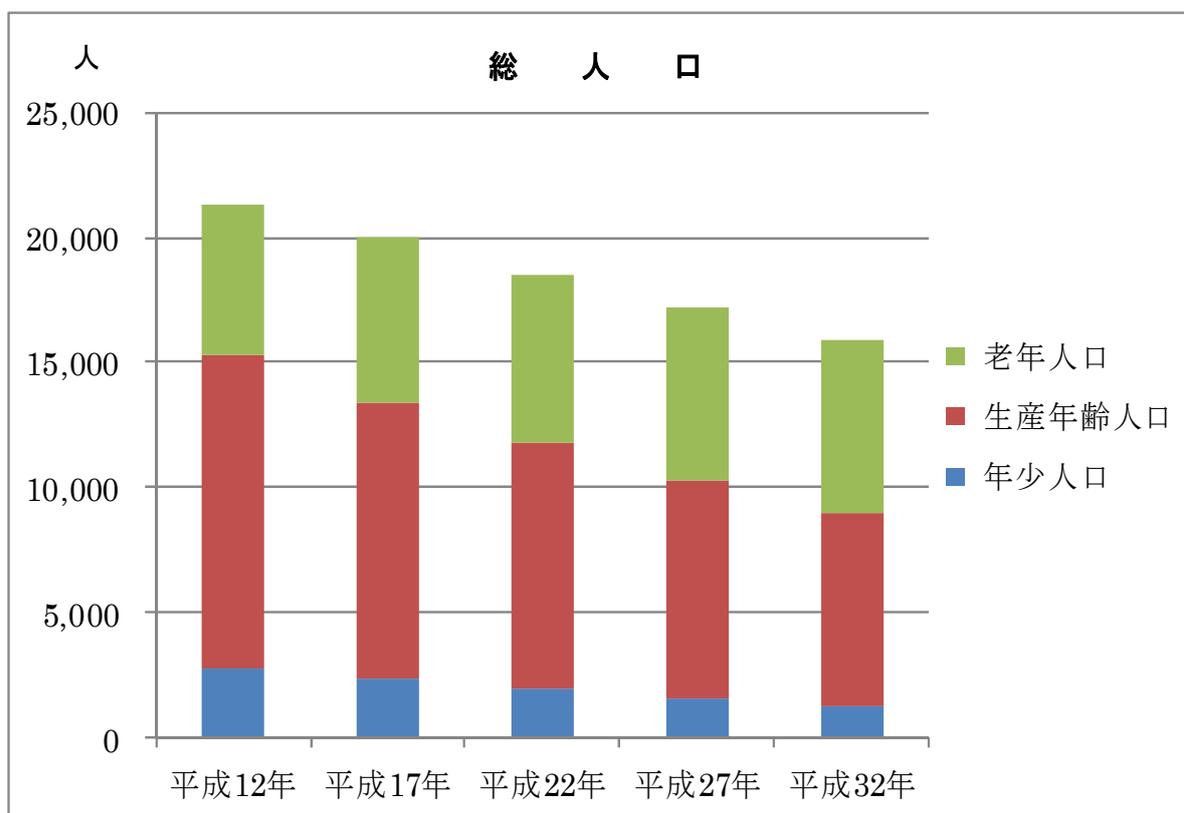
人口の実績と予測

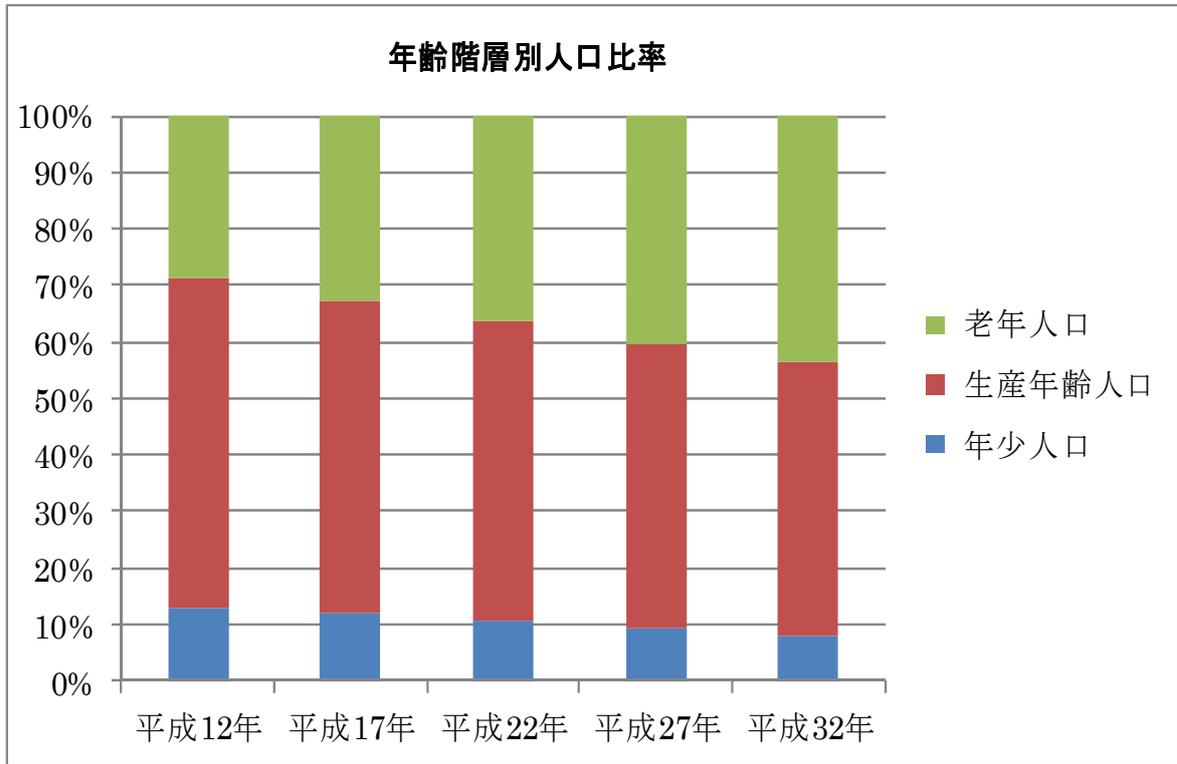
(単位：人)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	21,362	19,963	18,611	17,232	15,862
老年人口 (65歳以上)	6,113	6,556	6,781	6,989	6,918
生産年齢人口 (15～64歳)	12,463	11,058	9,779	8,674	7,681
年少人口 (0～14歳)	2,786	2,349	1,984	1,569	1,263

※ 平成12年、平成17年、平成22年は国勢調査。

※ 平成27年、平成32年は国立社会保障・人口問題研究所予測。





第4章 新町建設の基本方針

第1節 新町の基本理念

21世紀を迎え地域社会は、地方分権、少子高齢化、情報化、国際化の進展により、大きな転換期にあります。このような社会情勢の変化に柔軟に対応するため、総合的な地域力が求められています。

私たちの地域は、海、山、大地に抱かれ、気候は温暖で空気は澄み、清らかな水があふれる豊かで尊い自然に恵まれた土地です。この豊かな自然を将来にわたって維持するとともに、この資源を最大限に活用し、自然との共生により快適で活力のあるまちをめざします。

一方、この地域の将来人口予測では、総人口は平成12年の21,362人が平成27年には16,810人まで減少し、高齢化率は平成12年の28.6%から平成27年には38.7%にまで上昇します。生産年齢人口の大幅な減少とともに本格的な少子高齢社会を迎えます。このような状況の中で、すべての住民が健康で幸せに暮らすため、行財政の効率化を推進するとともに、住民と行政の協働により地域を支えるまちをめざします。

また、それぞれの地域の歴史や文化を大切にし、学び、ふれあうことにより、地域に誇りと自信を持ち、地域を愛する心を育むとともに、地域間の交流を促進することにより住民の連帯を強化します。さらに、世界遺産に登録された熊野古道など地域の資源を活用した集客交流や地域の産業を活性化することにより活気あふれるまちをめざします。

このように、地域の資源を複合的・総合的に活用し、自然との共生、住民との協働、集客交流により住民一人ひとりが健康で安全に安心して暮らせる自立したまちをめざします。

さらには、公正・公平性の確保とより一層の透明性の向上、説明責任を果たせる行政運営をめざします。

第2節 新町の将来像

基本理念に基づき、新町のめざすべき将来像を「自然の鼓動を聞き みんなが集い、創る やすらぎのまち」と定めます。

「自然の鼓動を聞き」

海・山・川の豊かな自然と共生し、将来にわたり保持するとともに、熊野古道に代表される歴史や文化を伝承し保護するなど、自然や歴史、文化を大切にするまちをめざします。

「みんなが集い、創る」

新町の住民が集い、行政との協働で地域の活力を高め、従来の地域産業を活性化するとともに、地域資源を活用した集客交流などにより新しい産業を興し、将来にわたって自立できるまちをめざします。

自然の鼓動を聞き

みんなが集い、創る

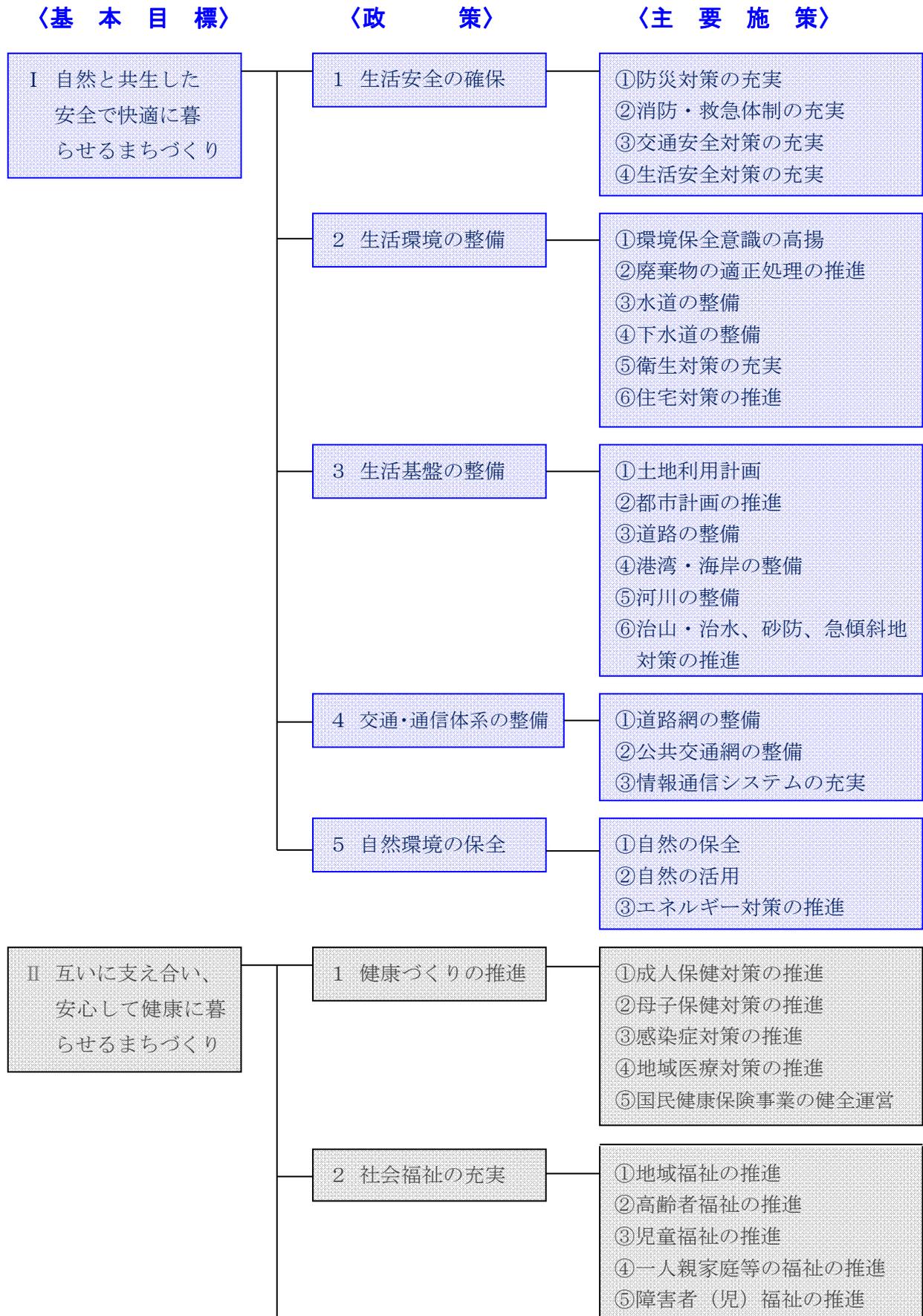
やすらぎのまち

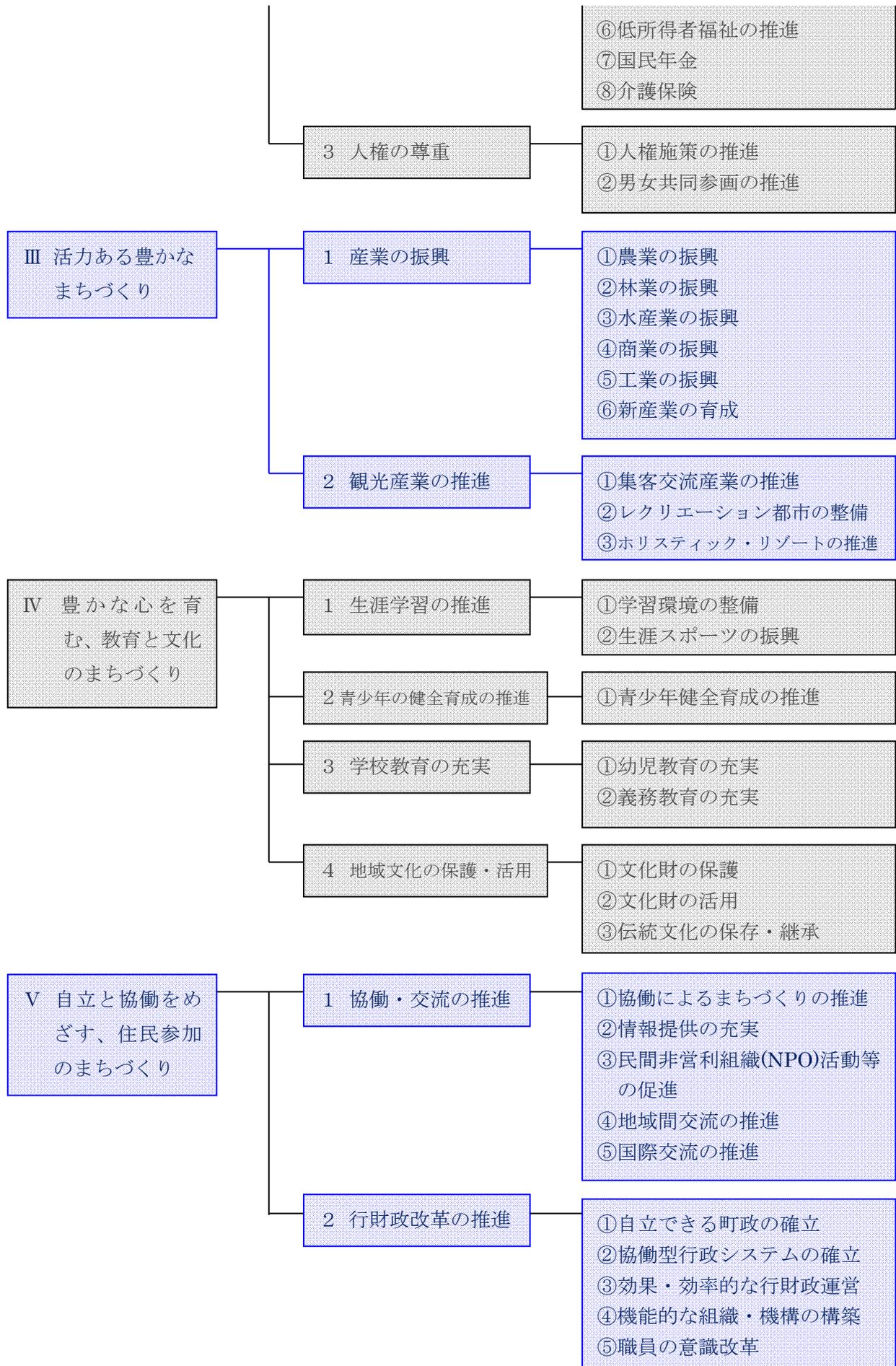
「やすらぎのまち」

住民一人ひとりが、快適な環境の中で安全で安心して暮らせるまち、健康で充実した暮らしを生涯送ることができ、ずっと住み続けたいと感じられるやすらぎのまちをめざします。

第3節 新町のまちづくり方針

新町建設計画の政策体系





1. 自然と共生した安全で快適に暮らせるまちづくり

この地域の豊かな自然環境は、私たちに大きな潤いと安らぎを与えてくれます。そこで私たちは地域の特性を活かしながら、快適で美しい生活空間のある住みよいまちを築くため、自然環境と調和、共生して安全で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

1-1 生活安全の確保

地震や津波、台風、集中豪雨などの災害に備え自主防災組織の強化や防災ネットワークづくりなどの防災体制の整備を図り、災害備蓄の増強や地域防災施設の整備など防災対策の充実を図ります。

また、増加する救急出動や高度な救命措置に対応するため救急業務の充実を図るとともに、火災に対する予防業務の推進と先進的な消防機器の導入など消防体制の強化を図ります。

交通安全対策については、交通事故から尊い命を守るため、交通安全意識の高揚と施設の整備に努めます。

多様化する犯罪に対しては、警察など関連機関との連携により防犯意識の高揚に努め、犯罪のない明るい地域社会をめざします。

また、複雑、多様化する消費者を取り巻くトラブルなどに対応するため、消費者保護対策を推進します。

1-2 生活環境の整備

地球規模的な環境対策が求められている現在、環境保全に対する啓もう普及に努めるとともに、住民が安全で快適に暮らせるよう廃棄物の処理の適正化に努めます。

ごみについては、分別収集を徹底し、資源ごみのリサイクルを促進するとともに減量化に努めます。

水道については、安全で良質な水を安定供給するため、水源の確保と保全を図るとともに、施設や設備の整備を推進します。

し尿や生活排水の処理は、下水道施設の整備や合併処理浄化槽の設置を推進し、海や河川、地下水の汚染を防止するとともに、快適な生活と良好な環境の保持に努めます。

家畜やペット対策、さらに災害時などの衛生対策を充実します。

若者の定住促進や高齢者が安心して暮らすことができる良質な町営住宅の建設と老朽化した町営住宅の建て替えを推進します。また、個人住宅の耐震診断も促進します。

1-3 生活基盤の整備

自然環境との共生と保全を図りつつ、住みよい生活環境の確保、産業の振興等に配慮した土地利用計画により、町全域の均衡ある発展をめざします。

秩序あるまちづくりを進めるため、自然との調和を図りつつ防災機能を備えた安全で快適な都市基盤の整備を図ります。

町道は、基幹道路や生活道路などを総合的かつ計画的に整備します。整備にあたっては、子どもや高齢者、障害者など交通弱者の安全性に配慮し、利便性の高い道路づくりをめざします。

港湾や海岸については、港湾施設の整備、護岸や堤防の補強、海岸周辺の整備、老朽施設の改良や侵食対策の促進に努めます。

河川は、安全で水害に強い護岸の整備を進めます。また、自然環境への関心の高まりから、身近な自然空間として住民が集い、憩い、安らぐことができる空間づくりを進めます。

水源かん養機能の保全と森林整備を進めるとともに、災害に強いまちづくりをめざし、自然環境の保全に配慮して治山・治水、砂防、急傾斜地対策を推進します。

1-4 交通・通信体系の整備

住民生活の利便性の向上や産業の振興を図るため、高規格幹線道路や国道、県道、湾岸道路等の早期建設及び改良を関係機関に働きかけるとともに、町内幹線道路との連携に努めます。

公共交通機関は、鉄道については増便などの運行サービスの向上を、バス路線についても地域の実情にあった生活路線が確保されるよう努めます。交通の不便な地域やバス路線空白地域における通学や通院などに対応するため、スクールバスの運行や自主運行バスの導入を推進します。

住民に対する積極的な情報提供や町外に対する情報発信を充実するため、情報通信システムの整備充実を図ります。ケーブルテレビ網やインターネットを活用した行政情報の提供や行政サービス支援などを行う公共アプリケーションシステムの構築を進めるとともに、情報社会に対応できる人材の育成を図ります。

1-5 自然環境の保全

豊かな自然は、貴重な財産であり大切な資源です。これらの自然の保護と保全には、行政と住民の協働での取り組みを進めます。森林や水辺など動植物の生息区域は、定期的に調査を実施し、学習や体験の場として活用するとともに、永続的な保全を図ります。

地球環境の保全を図るため、省資源・省エネルギー対策の推進や新エネルギーの利用促進・調査研究を推進します。

2. 互いに支え合い、安心して健康に暮らせるまちづくり

乳幼児からお年寄りまで健康でいきいきと暮らせるまち、基本的人権を尊重しあい平等で差別のないまち、高齢者も障害者も安心して、また、社会の一員

として共に暮らせるまちといった、すべての人が健康で、平等で、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

2-1 健康づくりの推進

生活習慣病の予防と重症化を防止するため、食生活など生活習慣の改善に対する意識の向上を図るとともに、健診や健康教育を実施し、地域に密着した保健対策を推進します。

妊娠期から幼年期、少年期にかけて一貫した健診・健康相談・講習会などの充実を図り、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境を整えます。

感染症対策については、予防接種の重要性を啓発するとともに、新たな感染症の脅威に対しては予防知識の普及を進めます。

地域医療対策は、常に身近で治療が受けられるよう医院や診療所の確保に努めるとともに、災害緊急時の医療体制などの検討を行います。医療機関との連携を強化し、地域医療体制や救急医療体制の確立、休日や夜間の診療情報の提供に努めます。

国民健康保険については、収入の確保を図るとともに、医療費の抑制のための取り組みを推進し、健全で安定した事業運営に努めます。

2-2 社会福祉の充実

誰もが慣れ親しんだ環境の中で、いきいきと生活できる福祉社会の実現をめざし、住民参加による地域ぐるみの福祉活動を推進します。

高齢者が健康で安心して生活できるよう、施設の整備・充実や心と体の健康づくりの促進を図ります。また、老人世帯や一人暮らし、寝たきりあるいは痴呆症の高齢者などに対応するため、関係機関との連携をもとに地域で支えあうネットワークづくりの確立を図ります。

児童福祉については、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て支援センターを活用した相談・指導の充実や保育所の保育内容の充実を支援するなど、子育て環境の整備と児童の健全育成への支援を推進します。

増加傾向にある一人親家庭等については、社会的、経済的自立の促進と健全な子育てのための相談体制や生活指導の充実を図ります。

障害者に対しては、ホームヘルプサービスや在宅支援事業など支援策や施設の整備に努めます。また、障害者の社会参加の促進を図るとともに、地域全体にノーマライゼーションの理念を広め、すべての人にやさしいバリアフリー社会をめざします。

低所得者の自立と生活の安定を図るため、関係機関との連携により生活相談や就労指導等、支援体制の充実を図ります。

国民年金については、国の年金制度改革を睨みつつ住民への年金制度の周知と理解を深め、未加入者への加入促進や未納者対策とあわせて年金相談の

充実を図ります。

介護保険については、適切な利用促進を図るとともに保険料の収入確保に努めます。

用語解説

- ・ ノーマライゼーション【normalization】

高齢者や障害のある人など社会的不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう。

- ・ バリアフリー【barrier-free】

道路や建物の段差などの物理的障壁（バリア）や、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）といった日常生活を営むうえで妨げとなるあらゆる障害を除去すること。

2-3 人権の尊重

基本的人権が尊重され、差別のない明るく住みよいまちを実現するため、学校教育、社会教育、家庭教育と連携を図りながら人権教育を総合的に推進します。

また、多様化する人権侵害に対しては、関係機関と連携し予防啓発の推進と人権問題相談体制の充実を図ります。

男女共同参画社会の実現については、男女が共に地域活動に参加し、活躍できる社会の形成を図るとともに、性別による差別をなくし、共に支え合う啓発活動や環境づくりに努めます。

3. 活力ある豊かなまちづくり

この地域の海・山の多彩な幸、豊かな自然などあらゆる資源を活用し、農林水産業や商工業の振興、集客交流の推進や新産業の創出・育成を行い、豊かで活力のある個性あるまちづくりをめざします。

3-1 産業の振興

① 農業

生産基盤の整備や効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の集積を進めるとともに、地産地消の推進や特産品の開発を図り、消費者のニーズに合わせた安全で安心な農作物の安定供給をめざします。また、農地の多面的機能の確保を図り、地域の自然や環境、伝統、文化を守り農業の持続的な発展と、その基盤となる農村の振興を図ります。

② 林業

林業の持続的かつ健全な発展をめざし、森林の持つ多面的機能が十分発揮できる森林の整備・保全や林道整備などの基盤整備を行うとともに、施業の機械化、効率化による生産性の向上を図ります。また、森林組合・木材協同

組合の機能充実や後継者の育成を支援するとともに、連携して木材の販路拡大に努め、林業の振興を図ります。

③ 水産業

漁業協同組合や水産加工組合などの組織強化を支援するとともに、連携して水産資源の維持増大を図り、漁業経営体及び後継者育成に努めます。また、漁港の整備や漁業集落環境の整備を促進するとともに、水産物の高付加価値化や流通加工体制の確立に努め、水産業の振興を図ります。

④ 商業

商業については、商工会等と連携し、経営の合理化・近代化を促進するとともに、消費者ニーズに対応した商品づくりや地域の特性を活かした商品の開発及び人材育成を支援します。また、特産品のブランド化、販路拡大、PR活動などを促進し地場産業の振興を図ります。

⑤ 工業

工業については、商工会等の関係機関と連携し、人材育成や技術指導、企業の経営基盤の確立、販路拡大及び付加価値の高い新製品の開発を支援します。

⑥ 新産業の育成

製造業をはじめ情報通信、バイオテクノロジーなどの先端技術産業や試験研究機関について、企業誘致の可能性を探ります。

また、地域の資源や地域産業を活かした付加価値の高い産業の創設や起業家を支援するとともに、高度に発達した情報通信網等を活用した新たなビジネスの育成を支援します。

用語解説

・バイオテクノロジー【biotechnology】

生命工学、生物工学。生物の機能を応用した工業技術。

3-2 観光産業の推進

豊かな自然と熊野古道をはじめとする歴史・文化的資源を活用し、多様化する観光事業を発展させ魅力ある集客交流圏を創造するため、情報発信やPR活動の強化と地域資源を活用した地域体験型交流の推進を図ります。

世界遺産に登録され多くの集客が見込める熊野古道については、広く関係団体や関連産業などによる組織化を推進し、熊野古道の拠点づくりをめざします。

レクリエーション都市の整備については、的確なニーズの把握に努め、社会情勢の変化に対応する計画の見直しを行いながら、積極的に事業の推進を図ります。

「健康とスポーツ」をテーマとした「心と体のやすらぎ」を提供するホリスティック・リゾート整備構想により、多様化・高度化する人びとのニーズに対応した施設の整備充実を進めます。

用語解説

・ホリスティック・リゾート【holistic resort】

ギリシャ語のホロスが語源で「全体・つながり・バランス」を含んだ意味を持ち、自然・スポーツ・健康指導というつながりの中で、人間が本来持っている自然治癒力を最大限に活かせる施設づくり、リゾート地の形成を図るものです。

4. 豊かな心を育む、教育と文化のまちづくり

この地域の歴史や文化、風土を大切にし、これらを活かしながら、すべての人が心豊かで生きがいのある生活が送れるように努めます。

4-1 生涯学習の推進

住民一人ひとりが自発的・主体的に学習できる環境づくりを実現するため、指導者の育成・確保、関係団体の育成・強化を図るとともに、学習や活動の拠点となる公民館や図書館、情報学習施設等の整備・充実を図ります。また、公民館では、優れた芸術・文化にふれる機会の提供や住民の自主的な文化・芸術活動の発表の場としての活用を促進し、図書館では、図書の充実やインターネットを活用した図書館サービスの充実を図ります。

健康で活力ある住民生活や地域社会の活性化のため、住民がそれぞれの趣向に応じたスポーツ活動に継続して親しめ、生涯を通じて誰もが楽しくスポーツにふれあえる機会の充実や施設の整備を図ります。

4-2 青少年の健全育成の推進

青少年については、関係団体や家庭、地域ぐるみの活動を支援し、健全な育成を推進します。

4-3 学校教育の充実

心豊かな人間形成の上で、幼児教育はその基礎を培うものであり、乳幼児、保育園児をもつ父母や家庭と連携を深め、幼児教育の向上を図ります。また、幼稚園では、集団生活の中で豊かな体験を通じ道徳性の取得など「生きる力」の基礎を育み、一人ひとりの発達や特性に応じたきめ細かな教育を推進します。

小学校・中学校では、「心の教育」の充実を図り「生きる力」を育むとともに、特色ある学校づくりを支援します。障害のある子には、自らの能力や可能性を最大限伸ばすことができる障害児教育を推進します。老朽化の進んでいる園舎や校舎は、改築等を検討していきます。

また、中・高一貫教育の実施など高等学校との連携を強化するとともに、紀伊長島地域における高等学校の存続と教育内容や施設の一層の充実を要望していきます。

4-4 地域文化の保護・活用

歴史や風土に育まれた貴重な文化財を保護し、現在埋もれている文化財の調査を行います。これらの文化財については、保護・保全に十分配慮し地域の歴史・文化の学習や地域資源としての活用を図ります。

また、伝統的な行事や風習、芸能などは、住民相互の連携と地域間の交流を深め、保存・継承を推進します。

5. 自立と協働をめざす、住民参加のまちづくり

地方分権の進展や行政需要が複雑・多様化するなか、住民ニーズを的確に把握するとともに、個性ある自立した地方自治体づくりを進めていくため、住民と行政が対等な立場に立ち、協働で行う新しいまちづくりの仕組みを確立します。

5-1 協働・交流の推進

自立した個性ある自治体を実現するため、行政と住民との役割分担を明確にしなが、協働によるまちづくりへの取り組みを進めます。

そのためには、お互いの積極的な情報提供をもとに、情報の共有化を図ることが重要であり、情報公開制度や広報広聴の充実を図ります。

「特定非営利活動促進法（NPO法）」の制定により活発化している民間非営利組織（NPO）など住民団体による社会活動については、新町においてもこれらの活動の促進に向けての取り組みをしていきます。

地域間交流については、この地域の特性を活かして、他の都市や地域と連携し、さまざまな分野にわたる交流を住民と行政が一体となって進めます。

国際交流については、海外研修など国際交流の機会を拡大し、幅広く住民が参加する中で、国際性豊かな人づくりを進めます。

5-2 行財政改革の推進

自立できる町をめざし、行政改革の推進に努めます。

協働によるまちづくりを推進するため、住民協働型行政システムの確立をめざします。

国・地方の財政は、ますます厳しくなる状況にあり、限られた財源の中で計画的でより効率的、効果的な行財政運営に努めます。

また、簡素で機能的な組織・機構の構築をめざすとともに、職員においても一人ひとりの意識改革を促し、既成概念にとらわれることなく、時代の流れや住民ニーズを柔軟にキャッチし対応できる感性や政策形成能力を開発・育成し、住民の信頼と満足度の向上に資するよう努めます。

第5章 新町の施策

第1節 自然と共生した安全で快適に暮らせるまちづくり

1-1 生活安全の確保

① 防災対策の充実

- 地域の実情に即した実践的な地域防災計画を策定し、地域住民と連携した防災対策に努めます。
- 自主防災組織の育成強化の推進を図ることにより、住民自ら防災意識を高揚し、災害時の被害軽減に努めます。
- 津波避難訓練の徹底及び火災予防訓練等の充実を図ります。
- 災害時要援護者の把握に努め、地域住民・自主防災会などの協力を得て、避難誘導體制や救助体制の整備に努めます。
- 地震時等において大規模な火災の可能性がある密集住宅市街地の防災に努めます。
- 災害時に備え各地区ごとの避難場所、避難路及び資機材・備蓄品などの整備を行います。
- 津波浸水被害を防止・軽減するため、防潮堤・樋門・防潮扉の改修整備に努めます。
- 排水施設の整備拡充及び河川の河口閉塞防止等、低地地区の浸水対策に努めます。
- 地震など災害時に危険な施設や場所の把握に努め、適切な対応を図ります。
- 負傷者等の迅速な救出、救助活動のための体制強化を行い、必要となる救助資機材の整備に努めます。

【主要事業】

- ・自主防災組織の育成
- ・防災意識啓発事業
- ・避難路・避難場所整備事業
- ・防災資機材及び備蓄品整備事業
- ・樋門・排水機場等改修事業
- ・防災行政無線の統合

② 消防・救急体制の充実

- 地域住民及び各種団体において、人工呼吸法、応急処置等の講習を実施して、バイスタンダー（現地で応急措置が出来る人）の養成に努めます。
- 救命率を上げるため、高度な緊急医療資機材が使用可能な救急救命士の増員を図ります。

- 一般家庭においては、ガス器具等からの出火原因が多いことから、自治会、婦人会を対象に火災予防の指導を充実します。
- 保育所、幼稚園、小学校と連携し、幼年期から火災予防について意識の高揚に努めます。また高齢化社会が進むにつれて独居老人家庭が増えている現状を踏まえ、関係機関と協力して火災予防の指導を図ります。
- 緊急時の人命に関する救助活動に対応できる近代装備を備えた消防資機材の整備を図ります。
- 消防・救助活動を迅速かつ的確に遂行するため、消防署員の訓練強化と施設の整備を図ります。
- 各地域に防火水槽、消火栓等の消防水利の整備を図ります。
- 消防団員の教育、訓練により資質の向上を行い、また資機材等の整備に努め近代的な消防団活動の充実を図ります。
- 高齢化社会に対応し、独居老人家庭等への訪問防火診断や予防活動等を充実させるため、女性消防団の育成強化を図ります。
- 消防庁舎の適切な運営管理に努めます。
- 消防団員の確保と組織の強化に努めます。

【主要事業】

- ・消防職員の育成強化
- ・消防施設の整備

③ 交通安全対策の充実

- 交通安全対策関連団体等と連携し、交通ルールや交通マナーなど広く住民意識の高揚に努めます。
- 園児、児童、生徒の交通安全対策については、教育関係機関等、各種団体と連携を図りながら進めるとともに、生涯教育の上で重要な時期にある幼児にも交通安全教育を実施します。
- 高齢者の交通安全対策については、老人クラブ連合会等との連携を図り交通安全意識の高揚に努めるとともに、実践型の交通安全教育を推進します。
- 三重県交通災害共済制度については、自治会や職場などの協力を得るとともに、今後さらに制度に関する啓発を推進し加入促進を図ります。
- 安全で快適な交通の確保のため、関係機関の協力を得て町内の事故発生が予想される道路・施設などの環境を整備し、交通安全対策を図ります。

【主要事業】

- ・交通安全意識の啓発
- ・交通安全施設の整備

④ 生活安全対策の充実

- 犯罪防止のため、尾鷲警察署・町防犯協会等と連携し、防犯診断や防犯パトロールを定期的実施し、防犯意識の啓発に努めます。

○町生活安全推進協議会を中心とした、安全・安心なまちづくりを推進します。

【主要事業】

- ・防犯意識の啓発

1-2 生活環境の整備

① 環境保全意識の高揚

- 豊かな自然環境を保全するため、住民の自然保護意識の高揚を図り、住民との協働による環境にやさしい暮らしの実現に努めます。
- 住民が健康で安全かつ快適な生活を営むため、環境基本計画に基づき、環境への負荷の軽減に努めます。
- 地球温暖化や生態系の破壊、海洋汚染など地球規模環境問題についても、地域からの取り組みが重要であるため、住民の意識高揚に取り組みます。
- 環境に配慮した社会の構築に向け、民間での環境認証制度の推進に努めます。

【主要事業】

- ・環境教育の推進
- ・地球温暖化対策の啓発事業
- ・役場、公共機関、民間事業所等での環境認証制度の推進
- ・家庭版 I S O 「エコホーム」の推進

② 廃棄物の適正処理の推進

- 環境と共生した地域の形成を図るため、住民・行政・事業者の連携による地域環境保全に向けた取り組みを積極的に展開し、循環型のまちづくりに努めます。
- 生活環境の保全や美化のため、ごみの減量化や再資源化及び効率的な分別収集と処理に努めます。
- 廃棄物の不法投棄防止対策として、観光客のマナー及び住民意識の向上を図るために、関係機関への協力要請や連絡調整などの強化を図ります。
- ごみ固形燃料化施設の適正な運営管理に努めます。

【主要事業】

- ・資源ごみリサイクルの促進
- ・廃食用油リサイクルの推進
- ・資源ごみ分別収集の啓発推進
- ・一般廃棄物処理施設整備事業
- ・最終処分場整備事業

③ 水道の整備

- 水道水源保護条例等に基づき水道水源の保全・確保に努め、安全で良質な水の供給に努めます。
- 水を安定的に供給するため、上・簡易水道の統合、老朽管の布設替え、施設の耐震性の強化などを図り、水道施設の整備拡充に努めます。また、災害時の飲料水の確保のため、非常用給水設備の設置を進めます。

【主要事業】

- ・水道施設整備事業
- ・非常用給水設備整備事業

④ 下水道等の整備

- 公共水域の水質保全や快適で清潔な環境づくりのため、公共下水道等の計画的な整備を進めます。
- 公共水域の水質保全や快適で清潔な生活環境づくりのため、合併処理浄化槽の整備を促進します。

【主要事業】

- ・下水道整備事業
- ・合併処理浄化槽の整備事業
- ・し尿処理施設の整備事業

⑤ 衛生対策の充実

- 墓地の適正な運営管理に努めます。
- 台風や大雨による浸水被害時の伝染病対策を講じるとともに、近い将来発生すると言われている大地震による津波の浸水被害が発生した場合に備え、地域防災計画に基づき消毒薬の備蓄に努めます。
- 近年の新種ウイルスへの対策など、公衆衛生の向上を図り、きめ細かい衛生対策に努めます。
- ペット等の適正な飼い方について、広報などを通して啓発に努めます。

【主要事業】

- ・墓地の整備事業
- ・消毒用薬剤の配布
- ・公衆便所整備事業

⑥ 住宅対策の推進

- 大規模地震に備えるため、持ち家住宅等について耐震診断と耐震補強を進めます。
- 多様化する生活様式や高齢化社会に対応した居住環境を整備するため、ニーズにあった町営住宅の整備を行います。

【主要事業】

- ・住宅耐震診断・住宅補強事業
- ・町営住宅整備事業

1-3 生活基盤の整備

① 土地利用計画

- 国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの関係諸法令に基づき、長期的かつ総合的な土地利用を図ります。
- 農地法や自然公園法等の各種法令の適正な運用により、無秩序な開発の防止に努めます。
- 地図混乱地域から順次地籍調査を実施します。
- 都市計画区域の指定について検討します。

【主要事業】

- ・地籍調査事業の推進

② 都市計画の推進

- 秩序あるまちづくりを進めるため、適正な土地利用計画や都市施設の配置案を策定し、整備プログラムを立案します。
- 良好な住環境の保全や土地利用構想に基づき、用途地域などの地域地区の設定を推進します。
- 土地利用や交通などの現状や将来動向を勘案して、街路網計画を策定し街路事業を推進します。
- 防災機能や環境面に配慮した公園や緑地の整備を推進します。
- 土地区画整理事業により良好な宅地と健全な市街地づくりを進めます。

【主要事業】

- ・都市計画基本方針（マスタープラン）の策定
- ・地域地区（用途地域、風致地区）設定の基礎調査の実施
- ・宅地開発指導要綱の作成

③ 道路の整備

- 道路利用者の誰もが安心して歩行・走行ができるように、道路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の整備や歩行・走行空間のバリアフリー化を推進します。
- 主要道路を中心に、新設及び拡幅改良・道路側溝等の道路整備を進めます。

【主要事業】

- ・交通安全施設整備事業
- ・道路新設事業
- ・道路改良事業
- ・道路舗装事業

- ・道路維持補修事業
- ・橋梁整備事業

④ 港湾・海岸の整備

- 貨物輸送や漁業の基地的機能向上を図るため、港湾整備と老朽施設の改良の促進に努めます。
- 避難港機能を有する港として、安全を確保するための整備に努めます。
- 護岸など老朽化の著しい海岸施設について、補強等の整備が進められるよう関係機関に働きかけるとともに、周辺整備を進め海岸環境の保全に努めます。
- 「海の駅」や海洋レジャー施設等の新たな港湾利用について検討を行います。

【主要事業】

- ・港湾改修事業
- ・海岸高潮対策事業
- ・海岸環境整備事業

⑤ 河川の整備

- 災害防止のための護岸改修や河床整備、河川拡幅などの整備に努めるとともに、水害の防止だけでなく、自然にやさしい工法を採用することにより生物の生育環境や清流の保全に努めます。
- 生活排水の流入などによる水質汚濁が進む河川等の環境を保全するため、啓発活動や住民と一体となった美化運動を推進します。

【主要事業】

- ・河川改修事業
- ・河川環境整備事業

⑥ 治山・治水、砂防、急傾斜地対策の推進

- 治山・治水対策については、山地の荒廃を防止し、自然にやさしい工法を取り入れて豊かな自然環境を守るための整備の促進に努めます。また、水源かんよう機能の保全と森林の適切な管理に努めます。
- 砂防対策については、土石流が発生する恐れのある危険な溪流のえん堤築造と流路工の整備の促進に努めます。
- 防災上整備が必要な急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所についての施設整備の促進に努めます。
- 土砂災害の恐れがある区域について、土砂災害警戒区域の指定をし、警戒避難体制等の整備を促進します。

【主要事業】

- ・治山・治水事業

- ・砂防事業
- ・急傾斜地整備事業

1-4 交通・通信体系の整備

① 道路網の整備

- 住民生活の利便性の向上や産業の振興、災害対策の充実を図るため、高規格幹線道路や湾岸道路等の早期建設を働きかけます。
- 国道、県道の改良を関係団体に働きかけ、町内幹線道路との連携に努めます。

【主要事業】

- ・高規格幹線道路の促進
- ・高規格幹線道路関連施設の整備
- ・国道の整備促進
- ・県道の改良促進
- ・町道の整備

② 公共交通網の整備

- 特急列車、普通列車の増発など JR 紀勢本線の充実のため、三重県鉄道網整備期成同盟会の活動を軸に関係機関に働きかけを行っていくとともに、利用客の増加に向け広報紙等を利用し、鉄道の利用促進を進めます。
- バスについては、バス路線存続のため関係市町村、県等と協議しながら引き続き支援を続けていくとともに、南紀特急バスをはじめ名古屋や東京を結ぶ高速バスなど長距離バスについても運行確保に努めます。
- バス路線空白地域の解消を図るため、自主運行バスの導入を図ります。
- スクールバス、移送サービスの一層の充実を図ります。

【主要事業】

- ・バス運行確保支援事業
- ・自主運行バス委託事業

③ 情報通信システムの充実

- 情報通信システムの一層の整備充実を図るとともに、ケーブルテレビ網を利用した行政情報提供システムや行政サービス提供システムの構築を進めます。
- 庁舎内・行政施設間のネットワーク化の整備充実を図るとともに総合行政ネットワークなどの有効活用について調査研究を進めます。
- 住民による公的個人認証サービスの利用を促進するとともに、行政手続におけるインターネットの利用を促進します。
- 各行政分野に分散したデータを一つの地図に統合する地理情報システム

(GIS)の構築と活用を進め、住民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。

○情報教育を推進し高度情報化に対応する人材育成を図ります。

○IT関連団体などとの連携を強化し、インターネットなどの新たな利用を検討します。

【主要事業】

- ・地域公共ネットワーク整備事業
- ・統合型GIS整備事業
- ・IP電話等の利用促進

用語解説

- ・地域公共ネットワーク整備事業

役場や学校、公民館等を高速伝送可能な光ケーブル等でつなぎネットワーク化することにより、行政情報を提供するシステムを構築して、住民サービスの向上を図る事業。

- ・IP電話

インターネット網を介した電話サービスのことで、自治体が導入した場合、通常の電話サービスと比べて大きくコストが削減できると期待されています。

1-5 自然環境の保全

① 自然の保全

○海・山・川など豊かな自然環境を維持するとともに乱開発等を防止し、再生を図り、生活環境との調和を基本に保全に努めます。

【主要事業】

- ・広報活動、啓発看板の設置
- ・環境パトロール事業の推進
- ・水質及び大気調査事業

② 自然の活用

○自然環境の活用は、地域住民やボランティア団体等との連携を取りつつ、環境負荷を極力小さくするように配慮するよう努めます。

【主要事業】

- ・環境美化活動の推進

③ エネルギー対策の推進

○太陽光などの自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていた木材等を利用したバイオマスエネルギーなど、新エネルギーの調査、研究を行います。

- 省資源・省エネルギー対策への取り組みを行政自ら率先して行い、住民の意識を高め省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及に努めます。
- ごみ固形化燃料の活用を検討します。

【主要事業】

- ・新エネルギーの調査、研究

第2節 互いに支え合い、安心して健康に暮らせるまちづくり

2-1 健康づくりの推進

① 成人保健対策の推進

- 健康診査や各種がん検診を実施し、疾病の早期発見をするとともに、健康状態に応じた生活習慣改善指導に努めます。また、要注意者に対しては重症化防止のための事後指導に努めます。
- 健康管理システムの導入により受診状況を整理し、健康診査、がん検診の受診率の向上をめざします。
- 検診データの分析結果に基づき、生活習慣病予防の啓もうに努めます。
- 地域に根ざした健康づくり活動の推進のため、地域組織活動を強化し、支援していきます。
- 健康寿命の伸長をめざし、寝たきりや痴呆の予防に努めます。

【主要事業】

- ・生活習慣病予防健診、各種がん検診の充実
- ・健康教育事業
- ・健康相談事業
- ・健康づくり地区組織の育成
- ・高齢者健康対策の強化

② 母子保健対策の推進

- 子育ての不安解消のため、正しい育児知識の普及に努めます。
- 子育て相談の場を提供し、育児支援に努めます。
- 健診により疾病及び異常の早期発見に努めるとともに、健診後のフォロー体制の強化に努めます。
- 母子の孤立化を防止するため、仲間づくりを支援していきます。
- 訪問指導等により、個別の育児支援に努めます。
- 学校保健との連携を図り、学童期、思春期の子どもについての情報の共有化に努めます。

【主要事業】

- ・健康教育事業
- ・相談事業

- ・健康診査の充実
- ・子育て支援体制の強化
- ・学校保健との連携の強化

③ 感染症対策の推進

- 感染症の流行情報を提供し、予防知識の普及啓発に努めます。
- 結核検診受診率の向上に努めます。
- 予防接種の接種状況を管理し、接種率の向上に努めます。

【主要事業】

- ・感染症の情報提供の推進
- ・健康教育事業
- ・未接種者への接種勧奨
- ・各種予防接種の実施

④ 地域医療対策の推進

- 休日診療の周知を図るとともに、医師会や医療関係者の協力のもと、休日診療体制の充実に努めます。
- 「救急医療情報システム」の啓発に努めます。
- 医院（診療所）等の整備に対する支援に努めます。

【主要事業】

- ・広報紙、ホームページ等による情報の提供

⑤ 国民健康保険事業の健全運営

- 保険税（料）の収入を確保するため、口座振替の推進を図るとともに徴収協力員、納付組織の強化、納付相談を実施し収納率の向上に努めます。
- 少子高齢化が進む中、増加する医療費を抑制するため、医療・保健・介護が一丸となって医療費の減少に努めます。
- 医療費負担が増加を続けている状況から、健康づくり運動、健康教育、健康相談、健康診査などに積極的に取り組み、さらに疾病の発生の防止、早期発見早期治療による重症化の防止など被保険者の健康の保持増進に努め医療費の減少を図ります。
- 医療費の適正化を図るため、医療費の分析や医療費の通知、診療内容の点検（レセプト点検）を行い、重複受診者や多受診者に対しては訪問指導を実施します。
- 被保険者の国民健康保険制度に対する十分な理解を得るため、相互扶助の制度であることや保険税（料）の納付が国民健康保険運営の根幹であることなどについて理解を得るよう積極的な広報活動を行います。
- 国や県の情報を適確に把握し分析するとともに、国に対しては医療保険制度の早期抜本改革を要請します。

【主要事業】

- ・ 収納対策事業
- ・ 健康づくり事業
- ・ 医療費適正化事業
- ・ 国民健康保険の広報活動事業

2-2 社会福祉の充実

① 地域福祉の推進

- 地域福祉の推進に大きな役割を担う民生委員、児童委員をはじめとして、保健・福祉・医療などの各分野の専門家やボランティア団体などが協働して地域福祉に取り組むネットワークづくりに努めます。
- 地域住民の福祉に対する意識改革やボランティア活動への参加の呼びかけ、また、各種研修会の開催などで住民全体の資質の向上に努めます。
- 地域の身近なところで各種の相談を受けることができ、相談結果に適切したサービスが受けられるよう支援します。
- 地域福祉の核となる社会福祉協議会の活動を支援し、地域ぐるみの福祉活動の推進に努めます。

【主要事業】

- ・ 地域福祉計画の策定
- ・ 地域支援ネットワーク推進事業
- ・ 福祉サービスにおける人材の確保
- ・ 人にやさしいまちづくり推進事業
- ・ 地域福祉施設の整備事業

② 高齢者福祉の推進

- 在宅の高齢者を対象に、在宅介護支援センター等が中心となって、介護予防事業、生活支援事業等の充実を図ります。
- 介護保険制度の円滑な運営のため、在宅介護支援センター等各種センターやサービス提供事業所のサービス向上の指導に努めます。
- 高齢者在宅生活支援事業や家族介護支援事業など、各種在宅支援サービスの総合的な推進に努めます。
- 養護老人ホーム、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の運営のあり方に関する検討を行い、施設サービスの向上と施設の整備を図ります。
- 保健・医療・福祉の総合的な推進を図るために地域ケア会議の活動強化を図ります。
- 高齢者の社会参加を促すとともに、世代間交流のできる活動拠点の整備を検討します。
- 高齢者の就労意欲と生きがいづくり推進事業として、人材センターの活性

化を図ります。

- 「地域防災計画」に基づく高齢者世帯に対する災害時の支援対策に努めます。
- 高齢者が自由に自己表現でき、生き生きと暮らせるよう文化、学習、スポーツ、レクリエーション等、生涯学習の充実に努めます。

【主要事業】

- ・在宅介護支援センター事業
- ・介護予防及び生活支援に関する事業
- ・介護保険事業
- ・高齢者施設サービス事業
- ・高齢者福祉施設整備事業
- ・高齢者保健福祉計画の策定及び実施

③ 児童福祉の推進

- 子育ての不安や悩みの解消のため、子育て支援サービスの充実、及び保護者負担保育料の軽減措置の継続に努めます。
- 町立保育所の今後の運営の検討及び施設整備の充実や私立保育所に対する施設の運営費助成措置の継続に努めます。
- モータリゼーションの発達により、外での児童の遊び場は危険性が高く安全に遊べるための空間が必要であることから、町内にある児童公園等の整備と遊具の点検及び設置に努めます。
- 乳幼児の疾病又は負傷にともなう医療に要する費用の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と福祉の増進に努めます。
- 児童虐待や不登校、非行の低年齢化に対応するため、相談や一時保護措置などについて紀州児童相談所や民生委員、児童委員等と連携し、適切な対応を図ります。また、重症心身障害者（児）に関する療養介護等について助言、指導を行える体制づくりに努めます。
- 近年、我が国において急速に少子化が進展していることから、次代の社会を担う児童が健やかに生まれ育つ環境の整備が重要であることから、地域における子育て支援、親子の健康確保に努めます。

【主要事業】

- ・子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援センター機能の充実
- ・保育所運営の指導事業
- ・児童福祉施設整備事業
- ・福祉医療費助成事業（乳幼児）
- ・地域、福祉関連事業所と連携した子育て環境の整備
- ・次世代育成支援地域行動計画の策定及び実施

機関による精神的な援護活動を展開するとともに、それぞれの世帯が自立更生できるよう支援体制の確立に努めます。

【主要事業】

- ・生活相談指導事業

⑦ 国民年金

- 保険料の納付については、保険料前納制度、口座振替の促進を積極的に推進するとともに、社会保険事務局が行う集合徴収に全面的に協力し、未納者をなくすよう努めます。
- 低所得者、失業者等、年金の保険料が納付困難な対象者には、申請免除制度の啓発を推進します。
- 国民年金制度の必要性を周知し、理解を得る啓発活動に努めるとともに、社会保険事務局との連携による年金相談の充実に努めます。

【主要事業】

- ・申請免除制度の啓発
- ・未加入者の加入促進
- ・国民年金制度の広報及び啓発活動の推進
- ・年金相談の充実

⑧ 介護保険

- 要介護高齢者等が住み慣れた家庭や地域で、少しでも長く自立した生活が送れるように、介護サービスや相談体制の充実と、介護保険料の収入の確保に努めます。

【主要事業】

- ・要介護高齢者等の介護相談窓口の充実
- ・介護保険料の徴収体制の確立

2-3 人権の尊重

① 人権施策の推進

- 「人権尊重の町宣言」の趣旨を踏まえ、住民一人ひとりの人権が尊重される住みよく明るい社会をつくるため、人権条例の制定について検討を行います。
- 人権尊重の視点に立った教育を積極的に推進します。
- 関係機関と連携し啓発活動を推進するとともに、被害者等に対する相談や支援体制の構築に努めます。
- 児童虐待やいじめなど子どもの人権に関わる問題は、専門機関と地域が連携した地域支援の体制を構築します。

【主要事業】

- ・人権相談の充実
- ・人権啓発活動事業の推進

② 男女共同参画の推進

- 男女共同参画推進のための課題の掘り起こし等実態把握に努めるとともに、推進プランの検討を行います。
- 女性が地域社会活動に参加し、活躍できるよう女性グループなどへの支援と人材の養成に努めます。
- 育児、介護、家庭、仕事などの様々な悩みに的確に対応し、相談できる体制の充実に努めます。
- 各審議会などへの女性委員の登用を促進していきます。
- 社会のあらゆる分野で、女性と男性が、性別ではなく個性・能力で活躍できる社会の実現に向けて積極的に改善措置を行っていきます。
- 家庭内暴力や性的いやがらせなど、肉体的心理的なあらゆる暴力から女性を守るため、関連機関と連携し相談や支援体制の充実に努めます。

【主要事業】

- ・男女共同参画の推進啓発

第3節 活力ある豊かなまちづくり

3-1 産業の振興

① 農業の振興

- 農業振興地域整備計画などに基づき、農地の効果的な利用集積や農用地の保全と基盤の整備に努めるとともに、耕作放棄地の農用地利用を促進します。
- 生産者と消費者の交流を実施し、地域で生産された安全で安心な農作物を提供します。
- 優良な農業経営体と経営感覚に優れた意欲ある担い手が、農業生産の主力となれるよう支援をし、農業後継者の育成に努めます。
- 地域の実情に応じた土地利用を図るため、農地を効率的に管理活用できる農地基本台帳を整備し、地域農場的土地利用と農業経営体への農用地集積に努めます。
- 風土にあった品種の作付けと主要産物の生産拡大を行うための環境を整備し、農業協同組合と連携して有機野菜などの付加価値・品質の向上に努めます。
- 有害鳥獣による農作物被害の防止策として、防護柵等の設置に対して助成を行います。
- 制度資金を活用して、施設の更新や近代化を進めるとともに、堆肥など資

源としての有効利用を推進します。

- 高齢者が意欲と能力を発揮して生涯現役で、営農や地域活動の活性化などの分野で活躍できる農村づくりの支援と生活環境を整備します。
- 都市と農村の交流を進め地域の活性化を図るため、心の安らぎや農村のよさを伝える交流施設の整備と、自然の中で命を育む農業を保全します。
- 農村の生活環境整備を進めます。

【主要事業】

- ・農地銀行の活用を促進
- ・中山間地域総合整備事業の推進
- ・農道舗装事業の推進
- ・低農薬等での栽培による安全で安心な農作物の推進
- ・営農組合と認定農業者の育成
- ・農業経営体の法人化を促進
- ・農地利用情報システムの整備
- ・農地と農業用施設などの基盤整備
- ・農産物加工処理施設の整備
- ・有害鳥獣被害対策の推進
- ・近代化資金等資金制度の活用促進
- ・高齢者活動グループの支援
- ・中山間地域活性化推進事業の推進
- ・海岸環境整備事業の推進
- ・グリーンツーリズムの推進
- ・町内の緑化や景観作物の作付けを推進

② 林業の振興

- 林産物の搬出・施業の効率化や大型林業機械の有効利用のため、林道の新設や改良などの整備を総合的に推進します。
- 森林組合を中心とし、町及び森林所有者が一体となって長期的な施業計画のもとに間伐・保育等を積極的に推進します。
- 伐採跡地については、広葉樹の植林等も行い、野生動物との共存や保水能力を高め災害防止など林地荒廃の防止等を促進します。
- 森林が持つ保健・保養的な役目を有効に活用するなど時代のニーズに合ったふれあいのある憩いの場としての森林の整備を推進します。
- 森林組合を中心に、育林技術の改良や小規模所有者等の一括管理を進め、総合的な施業体制や近代的・合理的な林業経営の確立を推進します。
- 森林組合等と連携し、作業の近代化・省力化などを進め、就業条件の改善を図るとともに、安定的な雇用体制と福利厚生を改善する等、魅力ある職場づくりを支援します。
- 若年労働者や新規就労者を育成するため、研修施設などの場の提供や各種

研修への参加を推進します。

- 製材技術や人工乾燥技術などの向上を積極的に促進します。
- 地元材住宅の普及に努め、木材協同組合などと連携し、柱材だけでなく多様な利用方法による需要拡大、販路拡大を促進します。
- 地域資源を最大限に活用し、林業振興を図るため、木質バイオマスの利用促進に努めます。

【主要事業】

- ・林道の路線開設、改良整備の推進
- ・計画的な間伐・保育の促進
- ・有害鳥獣被害対策の推進
- ・生態系豊かな森林づくりの推進
- ・森林の保健・休養的機能の活用促進
- ・総合的な施業体制の確立の推進
- ・林業経営の近代化の推進
- ・新規就労者の確保の促進
- ・木材製品の付加価値の向上の推進
- ・地元材（尾鷲ヒノキ）の普及の促進
- ・丸棒加工などによる間伐材の利用の推進
- ・町有林の整備
- ・木質バイオマス利用促進事業

③ 水産業の振興

- 漁港機能の充実を図るための整備に努めます。また、安心して安全な水産物を供給するための施設整備を行います。
- 漁業協同組合の経営基盤の強化に向けた支援を行うとともに合併に向けた支援を行います。
- 基幹産業である水産業の活性化をめざし意欲的な漁業者等を支援します。
- 漁業後継者の育成、確保に向けた取り組みを行い人材の育成に努めます。また、外国人漁業研修生受入事業についても、引き続き取り組んでいきます。
- 漁船設備の近代化、経営の合理化安定化を図り、人工魚礁、浮魚礁などの造成、放流事業により資源管理型漁業を推進し、漁業者の生活の安定を図ります。
- 養殖漁場の環境改善や関係機関との連携に努め魚価の安定、漁業所得の向上に向けた取り組みを行います。また、新魚種養殖の取り組みを支援します。
- 水産物の消費を推進するとともに水産加工業等関係機関が一体となり販路の拡大、ブランド化などによる鮮魚、加工品の高付加価値化を進めます。
- 漁業集落の環境整備を進めます。

【主要事業】

- ・漁港及び漁業関連施設等の整備
- ・漁業協同組合の安定支援
- ・漁業の担い手育成事業及び外国人漁業研修生受入事業
- ・漁業経営の安定に向けての支援
- ・水産資源の維持増大への支援
- ・流通、加工体制の充実
- ・漁業集落環境整備事業の促進

④ 商業の振興

- 特産品のブランド化を促進し、地場産業の振興を図ります。
- 経営体質の改善を図るため、経営の近代化を促進します。
- 商工会の活動に対する支援を行います。
- 商店街の集積化を図るため施設の整備を検討します。
- 旧商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用するやる気と創意あふれる経営者を誘致し、商店街の新陳代謝を促進します。
- 地産地消を進め、販路拡大につなげます。

【主要事業】

- ・特産品ブランド化の推進
- ・商工会への支援

⑤ 工業の振興

- 生産就労環境や情報ネットワークの整備を促進します。
- 商工会と連携し、経営の合理化・近代化を促進するとともに、消費者ニーズに対応した商品づくりや地域の特性を活かした商品の開発及び人材育成を支援します。
- 若者が地元で働ける雇用の場を確保するため、企業誘致及び地場産業とリンクさせた産業の掘り起こし育成を図ります。
- 労働力の不足及び不安定さに悩んでいる水産加工業者に対し、商工会が実施している「外国人研修生・実習生共同受入事業」について引き続き支援を行います。
- 既存産業の振興を図ります。

【主要事業】

- ・地域産物加工販売システム化事業への支援
- ・外国人研修生受入事業への支援

⑥ 新産業の育成

- 近畿自動車道紀勢線尾鷲勢和間の早期整備を要請し、この高速輸送基盤を活用できる企業の誘致に努めます。

- 情報通信、バイオテクノロジーなどの先端技術産業やこれらを含めた試験研究施設の誘致に努めます。
- 自然や文化などの地域資源、地域産業を基盤とした付加価値の高い産業の創造や起業家を支援します。
- ケーブルテレビ網などの情報基盤を活用した新たなビジネスの創造やベンチャー企業の育成を支援します。
- 自然環境や歴史・文化、地場産業などの資源を活用した集客交流体制の整備を進めます。
- 訪問者の多様な要望に応える産業など、集客交流を支える新しい産業（デジタルズ・インダストリー）の育成を図ります。

【主要事業】

- ・積極的な企業誘致施策の実施
- ・休校舎の利用推進（ベンチャー企業育成施設・試験研究施設等）

3-2 観光産業の推進

① 集客交流産業の推進

- 地域の大きな資源であり、世界遺産登録により大きな集客が見込める熊野古道を活用するために、施設や駐車場の整備を図るとともに、拠点づくりを進めるため核となる施設の整備を図ります。また、関係団体や関連産業などによる組織化を図り、古道客の受け入れ態勢の整備など連携の強化による活発化を促進します。
- 海、山、川などの豊かな自然資源や熊野古道をはじめとした歴史・文化遺産や農林漁業など地域の産業に触れ、感じることでできる体験型観光を推進します。また、そのための体験プログラムの開発、整備やインストラクターなどの人材育成を地域で一元化して推進するとともに、休校舎等を利用した体験宿泊施設の整備を進めます。
- 観光産業に関わる様々な業種や地域活性化に関わる人びとを総合的に支援するとともに、新町及び周辺市町村が広域的に取り組めるネットワークシステムを構築することにより、トータル的な地域観光の活性化を推進します。
- 各地域で開催される祭りや伝統芸能、イベント等に対し積極的に支援を行うとともに、イベントの広域連携についても推進し、集客力の向上を図ります。

【主要事業】

- ・集客交流拠点整備事業
- ・熊野古道関連施設整備事業
- ・体験プログラム開発事業
- ・体験宿泊施設整備事業

- ・観光ネットワークシステム構築事業
- ・各種イベント支援事業

② レクリエーション都市の整備

○レクリエーション都市は、「人間と自然との調和」「地域社会との協調」「秩序ある開発」を基本理念とし、自然に接し、遊び、楽しめる空間づくりを進めており、常に社会情勢の変化に対応するとともに、住民との協働のもと管理・運営を行い、利用者のニーズにあった公園整備を進めていきます。

【主要事業】

- ・熊野灘臨海公園施設整備事業

③ ホリスティック・リゾートの推進

○地域の特性を最大限に活用し、地域に密着した通年型の魅力ある施設の展開を図るとともに、人びとの保養と健康増進に対するニーズに応え、地域の活性化と均衡ある発展を図るため、整備を推進します。

○健康づくりの拠点である温泉・温浴施設については、さらなる施設の整備充実を図るとともに、地域資源との連携を考慮した、新たな温泉施設や温浴施設の整備を進めます。

○地域の貴重な財産・資源である里山を守る取り組みを進め、豊かな自然環境を活かしたふれあいの場を整備することにより、都市と農村の交流を図ります。

○ダイビングリゾートについては、ポイントの拡大、PR及び情報発信を強化し、入込み客の増大を図ります。また、ヨット等の外来船や遊漁船が使用できる専用の係留施設を備えた「海の駅」を整備し、海洋レジャー客の集客を図ります。

【主要事業】

- ・温泉・温浴施設整備事業
- ・里山環境保全整備事業
- ・ダイビングリゾート整備事業
- ・「海の駅」施設整備事業

用語解説

・ホリスティック・リゾート【holistic resort】は、22頁参照。

第4節 豊かな心を育む、教育と文化のまちづくり

4-1 生涯学習の推進

① 学習環境の整備

- 各年齢層に応じた学習機会の充実に努めます。
- 関係団体や自主学習グループの育成・強化を図るとともに相互交流を促進します。
- 指導者の育成と確保に努めます。
- 学習や活動の拠点となる公民館や図書館、情報学習施設等の整備・充実に努めます。
- 講演会、演奏会、演劇会の開催等優れた芸術や文化にふれる機会の提供を推進します。
- サークル活動や自主活動グループの成果を発表する機会の提供を推進します。
- 生活文化の向上を図るため、地域に密着した活動拠点として、集会所の整備、充実に努めます。

【主要事業】

- ・生涯学習環境の充実
- ・生涯学習施設の整備
- ・自主文化振興事業
- ・集会所の整備

② 生涯スポーツの振興

- 各種大会やスポーツ教室の開催など楽しくスポーツにふれあう機会の提供とその充実に努めます。
- 地域スポーツ活動の振興を図るため、地域における団体・グループを育成するとともに、指導者の養成に努めます。
- 健康で活力ある社会生活を営むことができるよう、スポーツを通じて誰もが楽しく、生涯にわたり健康づくりができるスポーツ施設の整備を推進します。
- 体育協会やスポーツ少年団などの関係団体や体育指導委員などと連携し、総合型地域スポーツクラブの設立をめざします。
- 地域スポーツ活動の振興、スポーツ人口の増加、健康づくり活動の活性化により、健康寿命の延長を目指します。また、地域スポーツ団体等と連携し、スポーツ合宿の拡大とスポーツ大会の誘致を進めます。

【主要事業】

- ・スポーツ大会や教室等の開催
- ・スポーツ施設の整備

用語解説

・総合型地域スポーツクラブ

身近な施設を拠点として、年齢や性別を問わず、複数のスポーツを生涯を通して気軽に楽しめるよう組織するもので、地域住民が主体的に組織を構成し運営するスポーツクラブのこと。

4-2 青少年の健全育成の推進

① 青少年健全育成の推進

- 「青少年健全育成の町」宣言の精神を生かし、豊かな人間性が育つことを願って、総合的な青少年健全育成を推進します。
- 次代を担う青少年が心豊かに成長するためには、明るく心豊かな家庭づくりを推進するとともに、家庭・学校・地域・関係機関が一体となった健全育成に努めます。
- 非行の早期発見、早期指導の徹底を図るため、効果的な指導活動に努めます。
- 学校週5日制の中、様々な体験活動の場や機会を充実し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育成します。

【主要事業】

- ・青少年育成団体の活動支援
- ・街頭指導やパトロール、あいさつ運動の推進
- ・学習機会の充実、文化、スポーツ、ボランティア活動機会の提供
- ・「子どもの居場所づくり」の体制整備と事業推進

4-3 学校教育の充実

① 幼児教育の充実

- 幼児教育に関する教育内容の充実と老朽化施設の整備を図ります。
- 幼児を持つ保護者学習会の開催及び教育講演会を開催します。
- 幼稚園職員と保育園職員の交流を深め、専門職としての資質・能力の向上に努めます。
- 地域資源、人材を活かした幼稚園教育の推進を図ります。

【主要事業】

- ・幼稚園の改築、耐震化事業

② 義務教育の充実

- 小、中学校の老朽化した施設について、大規模改修工事を進めます。
- 家庭や地域の企業、各種団体との連携のもと、地域社会と一体になった教育を進めます。
- 環境教育の推進を図り、環境を大切にすることを育みます。

- ALT（外国語指導助手）を活用した外国語教育の充実を図ります。
- コンピュータ等を利用し、情報化に対応する能力を育成します。
- 心と体の健康教育を推進します。
- 障害児が安心して就学できるよう、介助員の配置に努めます。

【主要事業】

- ・小、中学校等の改築、耐震化事業
- ・地域資源・人材を活かした学校教育の推進
- ・情報学校教育推進事業（小学校パソコン室充実等）

4-4 地域文化の保護・活用

① 文化財の保護

- 地域に埋もれた文化財の調査・発掘を行います。
- 後世に伝え残すべき貴重な文化財の保護に努めます。
- 資料の保存・展示をするための郷土歴史民俗資料館等の整備を図ります。
- 世界遺産である熊野古道の適正な管理と保全に努めます。

【主要事業】

- ・文化財の調査・発掘及び保護
- ・郷土歴史民俗資料館等の整備
- ・熊野古道の保全

② 文化財の活用

- 貴重な地域の文化財を、多くの人々から親しみや愛着を持たれるよう、町内外の人々に広く周知していきます。
- 地域の歴史・文化を学ぶ地域資源として活用していきます。
- 熊野古道を重要な資源として、活用していきます。

【主要事業】

- ・熊野古道の活用

③ 伝統文化の保存・継承

- 伝統的な芸能や行事などの民俗文化財の保存、継承を支援します。
- 住民相互の連携と地域の交流を深めるとともに、後継者の育成や確保に努め伝承活動の推進を図ります。

【主要事業】

- ・伝統芸能や民俗文化財の保存と継承
- ・後継者の育成

5-1 協働・交流の推進

① 協働によるまちづくりの推進

- ボランティア活動や文化・学習活動、健康づくり活動、環境美化活動、施設運営などへの住民の参加を促進し、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治意識の醸成、高揚に努めます。
- まちづくりのための各種自主活動グループを育成し、活動の活発化を促すことにより、まちづくりへの住民の参画機会の拡充を図ります。
- 住民、特に若者のエネルギーをまちづくりに活用するため、まちづくりイベントの充実を図るとともに、集落単位での行事への積極的な参加を促していきます。
- 地域に根ざしたコミュニティリーダーの発掘・育成や各コミュニティ組織・活動の積極的支援に努め、集落単位や自治会単位を越えた広がりある活動への拡大を促し、地域連帯感や相互扶助の精神にあふれた地域づくりに努めます。
- 住民同士の交流と連携を強化し各種地域活動を推進するため、コミュニティ施設など活動の場の整備充実を推進します。
- 各自治会などの独自性を活かし、かつ、町との協調、連携を強化します。
- 自治会などへの情報提供を積極的に行うとともに、役割分担を明確にしながら、それぞれ責任をもって協働していくための具体的なシステムを構築します。

【主要事業】

- ・まちづくり推進団体への支援
- ・コミュニティ施設の整備充実
- ・自治会活動等への支援

② 情報提供の充実

- 情報公開制度の啓発・運用に力を入れるとともに、住民に対し提供すべき情報の把握・整理をしたうえで、積極的な情報提供を進めます。
- IT(情報通信技術)を積極的に活用し、住民サービス向上に資するとともに、行政と住民相互の情報の共有化を図ります。
- 情報公開制度のさらなる周知を図るとともに情報公開の円滑な対応に努めます。
- 住民に身近な情報を提供し、町政への関心を高めるため、広報紙・行政放送・ホームページなどの一層の充実を図るほか、新しい情報通信基盤を利用した情報提供の研究を進めます。
- 行政懇談会など広聴活動の充実を図り、住民と行政との円滑な情報交流を進めるとともに、住民の意見や要望を町政に的確に反映させ、行政と住民の協働によるまちづくりを推進します。

【主要事業】

- ・行政担当者による出前トーク事業
- ・地域情報化計画の策定
- ・広報広聴活動の充実

③ 民間非営利組織(NPO)活動等の促進

- 特定非営利活動法人(NPO法人)についての説明会や講演会等を県と連携して実施するなど啓発に努めるとともに、広報等での情報提供を行います。
- 相談窓口の充実や情報の提供を促進します。

【主要事業】

- ・民間非営利組織(NPO)活動に関する情報提供及び支援

④ 地域間交流の推進

- 異なった歴史・風土・文化を学ぶとともに、新町の地域性の理解を深めるための交流を推進します。
- 他地域との経済・情報などの交流の促進を図るとともに、友好都市との交流事業を推進します。
- 町外在住の新町出身者とのふれあいを大切にし、情報交換等を通じて新町の活性化を促進するための事業を推進します。

【主要事業】

- ・友好都市交流事業の推進
- ・町外在住者等とのネットワークの強化推進

⑤ 国際交流の推進

- 中学校等の姉妹校提携による中学生を主体とした国際交流を推進します。
- 国際的視野を持つ人材の育成、教育文化活動の活発化など国内外との交流を積極的に推進します。
- 外国人講師による講座などを開催します。
- 町内在住の外国人と相互理解を深めるための機会づくりを進めます。
- 国際交流関係団体等への支援を推進するとともに、海外研修助成制度など国際性豊かな人材育成のための支援を進めます。

【主要事業】

- ・姉妹校等の国際交流の支援
- ・海外研修助成事業
- ・国際交流関係団体への支援

5-2 行財政改革の推進

① 自立できる町政の確立

- 将来資本的経費をおさえられるよう10年間に基本的な社会資本の充実に努めます。
- 公共施設の配置及び運営等の調整を図ります。
- 将来、町財政や雇用に貢献しうるような起業の支援や地域産業の育成に努め、企業誘致の可能性を探ります。

② 協働型行政システムの確立

- 政策形成過程における住民参画など、住民の積極的な行政への参加を求め、住民の意見や提案を活かした住民から信頼される質の高い政策を実現します。また、職員自ら積極的に地域の住民活動や行事に参加するなどして行政と住民との協働意識のきっかけづくりにも努めます。
- 住民と行政が対等な立場で、お互いの役割分担を明確にして責任をもって協働していけるシステムを構築します。
- 広報紙、新聞、インターネット、ケーブルテレビなど様々なメディアを積極的に活用して住民にわかりやすく行政情報を提供することにより、透明な行政運営を進め、「説明責任」をしっかりと果たせるように取り組んでいきます。
- 住民から幅広く意見を聴く広聴体制の充実強化を進めます。

【主要事業】

- ・住民との協働によるまちづくりの推進体制を整備
- ・地域情報化施策の展開

③ 効果・効率的な行財政運営

- 国、県主導ではなく、町が主導権を握って改革を推進していくために、住民の信頼のもとに自治体経営の基礎である財政基盤の強化を図り、柔軟で効率的な組織づくりや職場の活性化を進めます。
- 事務事業をできるだけ客観的に評価し、改善していける「行政評価システム」を構築し、住民の満足度が高まるように事業を実施します。
- 「最小のコストで最良のサービス」が提供できるよう、行政が直営で行うよりも専門性のある民間に任せの方が妥当と考えられる業務は、外部委託(アウトソーシング)を積極的に図ります。
- 民間活力を積極的に取り入れ、効率的に事業展開を図るためにPFI方式などの新たな行政手法を検討します。
- 広域的に処理することがより効果的な事務事業については、広域圏内で検討を進め、できるものから実施していきます。
- 財政計画の策定やバランスシートの導入を検討し、十分な財政分析を行いながら財政の見直しを行います。
- 受益者負担の原則から事業の分担金、使用料・手数料の見直し、遊休地の処分・利活用とともに、新たな自主財源の確保に努めます。

- コスト意識の徹底と事業の抜本的な見直しにより、効率的な行政運営を進め経費の削減に努めます。

【主要事業】

- ・行政評価システムの構築

用語解説

- ・バランスシート

企業の経営活動を貨幣価値で記録し、財務状態を表す会計諸表(貸借対照表)のこと。

- ・PFI【Private Finance Initiative】方式

イギリスで誕生した公共施設の建設や維持管理・運営等を民間の資金や経営能力、技術力を活用して行う手法のこと。

④ 機能的な組織・機構の構築

- 活力ある効率的な組織づくりのため、人員配置の適正化に向けた恒常的な見直しや組織の統廃合を検討していきます。
- 重点施策等の実施にあたっては、プロジェクトを立ち上げるなど、共通認識のもと組織的な推進体制の強化を図ります。
- 各課が持つ様々な情報をIT(情報通信技術)を活用して共有化することで、住民からの問いにスピーディーに対応できるようにします。また、共有化した行政情報も住民が活用できるようにして、住民参加を促進します。

【主要事業】

- ・定員適正化計画の策定
- ・情報共有化システムの構築
- ・本庁舎建設事業
- ・既存庁舎等の改修事業

⑤ 職員の意識改革

- 急激に変化する社会経済情勢に対応し、住民からの様々な要望に応えられるように職員研修の充実を図ります。
- 職員の自己啓発の促進を図るため、自発的な研究グループ、活動グループ等に対し支援を行います。

【主要事業】

- ・人材育成基本計画の策定
- ・大学や専門機関などとの連携による職員研修の実施

第6章 新町における県事業の推進

第1節 三重県の役割

三重県は、新町の合併後の一体的なまちづくりや地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを支援するとともに、新町と連携し県事業の効果的な推進に努めます。

第2節 新町における主な三重県事業

三重県は、新町が建設計画において取り組む「生活基盤の整備」、「交通・通信体系の整備」、「観光産業の推進」に関し、以下の事業に取り組みます。

1. 生活基盤の整備

① 道路の整備

新町の一体性の確立と各地域間の連携強化を図るため、また、大規模災害時の緊急輸送路確保の必要性から、近畿自動車道紀勢線の整備について関係機関に働きかけるとともに、「新道路整備戦略」に基づき道路整備を進めます。

【重点的に整備を進める道路】

- ・長島港古里線（紀伊長島町海野）
- ・長島港古里線（紀伊長島町古里）
- ・矢口浦上里線（海山町矢口浦）
- ・賢島長島線[街路事業]（紀伊長島町長島）

【着手に努める道路】

- ・国道422号（紀伊長島インター線）（紀伊長島町東長島）
- ・須賀利港相賀停車場線（海山町矢口浦）
- ・須賀利港相賀停車場線（海山町生熊）

【着手の検討を進める道路】

- ・国道422号（紀伊長島町志子～下地）
- ・長島港古里線（紀伊長島町中ノ島）

② 港湾・海岸の整備

効率的な業務が可能となるよう港湾施設の改良を行うほか、高潮や津波などによる災害防止・軽減対策のため、陸閘自動化を図るなど港湾施設及び海岸保全施設の整備を進めます。

- ・長島港海岸高潮対策事業
- ・引本港海岸局部改良事業
- ・小山浦地区海岸高潮対策事業

③ 河川対策の推進

洪水対策のための河川改修を進めます。

- ・ 赤羽川河川改修事業

④ 治山・砂防・急傾斜地対策の推進

洪水、土砂災害などを未然に防止するため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などを行います。

- ・ 砂防事業（ヤシャ谷川、猿谷川、向井谷支川）
- ・ 治山事業
- ・ 沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業

2. 産業の振興

① 農業の振興

効率的な生産を行えるよう農業生産基盤の整備を進めます。

- ・ 中山間地域総合整備事業

② 林業の振興

林業生産基盤を整備するため、林道の開設を進めます。

- ・ 森林基幹道野又越線開設事業

③ 水産業の振興

水産資源の持続的利用と安全で効率的な供給体制を構築するため、水産基盤整備を進めます。

- ・ 水産物供給基盤整備事業（広域型増殖場造成事業、浮魚礁設置事業）

3. 観光産業の推進

① レクリエーション都市の整備

社会経済情勢の変化を的確に捉えたうえで、公園の整備を行います。

- ・ 熊野灘臨海公園整備事業

第7章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や新町全体のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討していきます。

特に、新たな公共的施設の整備については、まず、既存の公共的施設の有効活用を検討し、既存施設では機能しない場合に限り整備することとします。整備にあたっては行財政運営の効率化はもちろん、事業の効果や効率性、施設の維持管理費や運営方法等について十分に検討し、新町全体として均衡ある発展と住民の福祉の向上を実現できる施設の整備に努めるものとし、施設の再利用が困難な公共的施設については、除却を進めます。

また、保育園や幼稚園、小・中学校の整備などについても、将来人口の推計や地域特性などを考慮して今後のあり方を検討します。

第8章 財政計画

第1節 策定の基本的な考え方

この計画は、新町としての施策の計画的な実施と、長期的な展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るために策定したものです。

1. 計画期間

2006年度（平成18年度）～2020年度（平成32年度）までの15ヵ年計画としています。

2. 会計区分

普通会計ベースとしています。

3. 考慮事項

- ・現在の行政水準を維持していくことを基本としています。
- ・合併にともなう歳出削減効果、合併特例債等、国・県による支援措置を考慮しています。
- ・算定については、平成25年度の決算額（特別なものを除く）を基準値としています。
- ・国の三位一体改革を勘案しています。

第2節 歳入歳出の計算方法

1. 歳入

① 地方税

過去の町税の実績額に、国からの税源移譲を考慮し、さらに人口推計による生産年齢人口増減率の一定割合を反映させて算出しています。

② 地方譲与税・各種交付金

過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んでいます。

③ 地方交付税

普通交付税については、合併算定替特例（合併がなかったものとして旧町ごとに算定した額）から一本算定への段階的移行を反映させるとともに、合併に係る支援措置と合併特例債など交付税に算入される公債費を加味して算定しています。

特別交付税については、平成26年度予算額と同額を毎年見込んでいます。

④ 国庫支出金、県支出金

国庫支出金、県支出金については、過去の実績等を基本に、特殊要因を除いた平成26年度予算額と同額を毎年見込んでいます。

⑤ 地方債

地方債については、新町建設計画における主要事業を実施・推進するため、交付税措置が有利な合併特例債などの起債を活用して算定しています。

⑥ その他

その他の歳入については、過去の実績等を考慮してそれぞれ算定しています。
なお、各年度の歳入歳出額を同額とするため、収入不足となる年度は歳入に財政調整基金等の繰り入れを行うこととして算定しています。

2. 歳 出

① 人件費

職員給与については、過去の実績等により職員一人当たりの給与費を算出し、退職後の補充を抑制することに努めて、平成28年度の水準を維持することとして算定しています。

② 扶助費

扶助費については、新たな制度改正もあることから平成26年度予算を基準とし、老人福祉費、児童福祉費、身体障害者福祉費等各費目ごとに人口推計による増減の一定割合を加味して算定しています。

③ 公債費

平成25年度末の地方債残高に対する償還見込み額に、今後の新町建設計画における各種事業の実施にともない、新たに借り入れることとなる地方債の償還見込み額を加味して算定しています。

④ 物件費

物件費については、これまでの実績額に対し、消費税率のアップを勘案して算定しています。

⑤ 補助費等

合併による一定の削減効果が図られた、過去の実績等を基準に現在の水準を維持するものとして算定しています。

⑥ 繰出金

国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計など特別会計等への繰出金は、平成26年度予算額と同額として算定しています。

⑦ 普通建設事業費

普通建設事業費については、建設事業に対し確保可能な一般財源額に留意しつつ、後年度の公債費負担による財源逼迫を起こさないよう、新町建設計画における事業を計画的・効果的に実施することを見込んでいます。

財政計画表

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地方税	1,409,475	1,585,126	1,621,871	1,594,491	1,580,286	1,566,787	1,553,004	1,559,038	1,462,966	1,455,651	1,448,373	1,441,131	1,433,925	1,426,756	1,419,622	22,558,502
地方譲与税	218,345	96,565	92,562	86,543	83,789	76,618	71,552	67,881	68,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	1,281,855
各種交付金	310,849	273,074	251,851	242,874	250,799	238,287	200,866	217,761	211,777	305,878	345,301	384,725	384,725	384,725	384,725	4,388,217
地方交付税	4,102,069	4,082,290	4,173,640	4,146,630	4,404,980	4,335,478	4,327,655	4,347,379	4,022,092	4,139,975	4,062,777	4,248,312	4,177,629	4,158,793	4,116,597	62,846,296
分担金及び負担金	119,789	110,317	96,154	98,201	99,719	96,460	91,682	93,624	98,492	98,000	97,510	97,022	96,537	96,054	95,574	1,485,135
使用料及び手数料	151,998	150,192	145,125	148,331	146,188	139,292	139,889	153,467	137,263	136,577	135,894	135,214	134,538	133,866	133,196	2,121,030
国庫支出金	585,022	691,371	487,791	1,948,068	1,291,172	956,103	899,254	665,095	791,327	769,327	769,327	769,327	769,327	769,327	769,327	12,931,165
県支出金	909,715	678,744	643,553	571,921	653,218	922,901	751,745	707,979	773,060	773,060	773,060	773,060	773,060	773,060	773,060	11,251,196
繰入金	441,864	180,260	256,318	126,286	72,276	93,111	129,532	318,840	233,494	36,630	74,686	21,734	8,000	8,000	8,000	2,009,031
地方債	881,000	612,100	638,500	963,000	1,464,500	1,216,400	1,901,700	987,400	1,585,800	1,350,000	1,150,000	800,000	800,000	800,000	800,000	15,950,400
うち 合併特例債	154,200	120,000	144,900	278,500	626,500	476,600	1,025,800	311,700	709,400	650,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	6,747,600
諸収入・その他	989,830	753,723	596,663	569,286	707,099	725,586	651,798	647,671	691,079	392,998	318,616	318,616	318,616	318,616	318,616	8,318,813
歳入合計	10,119,956	9,213,762	9,004,028	10,495,631	10,754,026	10,367,023	10,718,677	9,766,135	10,075,350	9,528,096	9,245,544	9,059,141	8,966,357	8,939,197	8,888,717	145,141,640

各種交付金・・・利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車等譲渡所得割交付金、地方特別交付金、地方特別交付金、交通安全対策特別交付金

諸収入・その他・・・財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
人件費	1,852,971	1,772,113	1,633,506	1,649,530	1,528,435	1,538,783	1,444,606	1,443,767	1,489,898	1,469,242	1,427,360	1,427,360	1,427,360	1,427,360	1,427,360	22,959,651
扶助費	806,182	843,534	837,251	875,409	1,058,628	1,102,212	1,083,856	1,073,040	1,149,481	1,152,929	1,156,388	1,159,857	1,163,337	1,166,827	1,170,327	15,799,258
公債費	1,683,336	1,663,009	1,823,181	1,623,860	1,439,932	1,466,389	1,521,962	1,450,434	1,420,516	1,410,705	1,377,903	1,287,569	1,278,109	1,333,947	1,360,366	22,141,218
物件費	1,265,395	1,250,810	1,220,566	1,198,736	1,282,108	1,497,801	1,443,080	1,463,780	1,680,850	1,696,414	1,711,978	1,711,977	1,711,976	1,711,978	1,711,978	22,559,427
維持補修費	56,699	42,999	47,200	65,258	61,586	54,955	74,428	106,996	92,429	92,028	92,488	92,951	93,416	93,883	94,352	1,161,668
補助費等	901,753	897,247	901,759	1,182,158	855,098	851,769	861,073	821,534	1,330,758	916,884	916,884	916,884	916,884	916,884	916,884	14,104,453
積立金	819,434	560,517	448,293	590,403	1,240,588	830,277	557,753	892,251	497,063	331,438	105,000	5,000	117,732	130,775	49,907	7,176,431
投資及び出資金、貸付金	7,664	5,280	5,288	6,252	6,156	4,956	4,012	3,468	7,308	7,308	7,308	7,308	7,308	7,308	7,308	94,232
繰出金	832,753	824,056	820,595	818,030	839,066	832,286	864,273	870,997	974,462	974,462	974,462	974,462	974,462	974,462	974,462	13,523,290
普通建設事業費	1,074,579	993,621	813,110	1,896,607	1,911,817	1,715,031	2,391,210	1,161,026	1,422,585	1,476,686	1,475,773	1,475,773	1,275,773	1,175,773	1,175,773	21,435,137
災害復旧費	419,460	42,084	106,449	94,314	11,193	46,631	52,149	0	0	0	0	0	0	0	0	772,280
歳出合計	9,720,226	8,895,270	8,657,198	10,000,557	10,234,607	9,941,090	10,298,402	9,287,293	10,065,350	9,528,096	9,245,544	9,059,141	8,966,357	8,939,197	8,888,717	141,727,045

※ 平成18年度から平成25年度は決算額、平成26年度から平成32年度は見込み額。

主要施策・事業索引

あ

I T (情報通信技術)	48, 51	河川改修事業	30
I P 電話等の利用促進	32	河川環境整備事業	30
医院 (診療所)	34	家族介護支援事業	35
生きがづくり推進事業	35	学校保健との連携の強化	34
移送サービス	31	合併処理浄化槽の整備事業	28
一般廃棄物処理施設 (旧炉解体・再生利用施設) 整備事業	27	家庭版 I S O 「エコホーム」の推進	27
イベント支援事業	43	環境基本計画	27
医療費適正化事業	35	環境教育の推進	27
浮魚礁	41	環境認証制度	27
海の駅	30, 44	環境パトロール事業の推進	32
A L T (外国語指導助手)	46	環境美化活動の推進	32
営農組合と認定農業者の育成	40	観光ネットワークシステム構築事業	43
演劇会	45	感染症の情報提供の推進	34
演奏会	45	紀州児童相談所	36
温泉・温浴施設整備事業	44	既存庁舎等の改修事業	51
		紀北地域障害者福祉計画	37
か		救急医療情報システム	34
海外研修助成事業	49	救急救命士	25
海岸環境整備事業	30, 40	急傾斜地整備事業	31
海岸高潮対策事業	30	休校舎の利用推進 (ベンチャー企業育成施設・試験研究施設等)	43
外国語指導助手	46	休日診療体制	34
外国人漁業研修生受入事業	41	教育講演会	46
外国人研修生受入事業への支援	42	行政懇談会	48
介護保険事業	36	行政サービス提供システム	31
介護保険料の徴収体制の確立	38	行政情報提供システム	31
介護予防事業	35	行政担当者による出前トーク事業	48
介護予防及び生活支援に関する事業	36	行政評価システムの構築	50
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	35	協働型行政システム	49
街頭指導やパトロール、あいさつ運動の推進	46	郷土歴史民俗資料館等の整備	47
海洋レジャー施設	30	橋梁整備事業	30
街路事業	29	漁業協同組合の安定支援	41
街路網計画	29	漁業経営の安定に向けての支援	42
学習機会の充実、文化、スポーツ、ボランティア活動機会の提供	46	漁業集落環境整備事業の促進	42
火災予防訓練	25		

漁業の担い手育成事業及び外国人漁業研修生	
受入事業	42
漁港及び漁業関連施設等の整備	41
近畿自動車道紀勢線尾鷲勢和間	42
近代化資金等資金制度の活用促進	40
熊野古道	43, 47
熊野古道関連施設整備事業	43
熊野灘臨海公園施設整備事業	44
グリーンツーリズムの推進	40
警戒避難体制	30
計画的な間伐・保育の促進	41
下水道整備事業	28
健康管理システム	33
健康教育	34
健康教育事業	33, 34
健康診査	33, 34
健康診査の充実	34
健康相談	34
健康相談事業	33
健康づくり運動	34
健康づくり事業	35
健康づくり地区組織の育成	33
県道の改良促進	31
公園	29
講演会	45
高規格幹線道路の促進	31
高規格幹線道路関連施設の整備	31
公共下水道	28
後継者の育成	47
公衆便所整備事業	28
交通安全意識の啓発	26
交通安全教育	26
交通安全施設整備事業	29
交通安全施設の整備	26
公的個人認証サービス	31
広報活動、啓発看板の設置	32
広報広聴活動の充実	48
広報紙、ホームページ等による情報の提供	34
公民館	45
高齢者活動グループの支援	40
高齢者健康対策の強化	33
高齢者在宅生活支援事業	35
高齢者施設サービス事業	36
高齢者福祉施設整備事業	36
高齢者保健福祉計画の策定及び実施	36
港湾改修事業	30
国際交流関係団体への支援	49
国道の整備促進	31
国民健康保険の広報活動事業	35
国民年金制度の広報及び啓発活動の推進	38
心と体の健康教育	46
子育て支援サービスの充実	36
子育て支援センター機能の充実	36
子育て支援体制の強化	34
子どもの居場所づくりの体制整備と事業推進	46
ごみ固化燃料	33
ごみ固化燃料化施設	27
コミュニティ施設の整備充実	48
コミュニティ組織・活動	48
コミュニティリーダー	48
さ	
最終処分場整備事業	27
在宅介護支援センター	35
在宅介護支援センター事業	36
在宅支援サービス	35
サークル活動	45
里山環境保全整備事業	44
砂防事業	31
支援費支給事業	37
支援費制度	37
資源管理型漁業	41
資源ごみ分別収集の啓発推進	27
資源ごみリサイクルの促進	27
自主運行バス委託事業	31
自主文化振興事業	45
自主防災会	25

自主防災組織	25	消防庁舎	26
自主防災組織の育成	25	女性消防団	26
次世代育成支援地域行動計画の策定及び実施	36	私立保育所	36
施設ケアサービス	37	新エネルギーの調査、研究	33
自治会活動等への支援	48	新規就労者の確保の促進	41
実習生共同受入事業	42	新魚種養殖	41
児童委員	35, 36, 37	人権啓発活動事業の推進	39
児童公園	36	人権条例	38
児童福祉施設整備事業	36	人権相談の充実	39
し尿処理施設の設備改修事業	28	人権尊重の町宣言	38
姉妹校等の国際交流の支援	49	人工魚礁	41
地元材（尾鷲ヒノキ）の普及の促進	41	人材育成基本計画の策定	51
社会参加促進事業	37	人材センター	35
社会福祉協議会	35	新種ウイルス	28
集会所の整備	45	申請免除制度の啓発	38
集客交流拠点整備事業	43	森林組合	40
重症心身障害者（児）	36	森林の保健・休養的機能の活用促進	41
住宅耐震診断・住宅補強事業	29	水産資源の維持増大への支援	42
収納対策事業	35	水質及び大気調査事業	32
住民との協働によるまちづくりの推進体制を 整備	50	水道施設整備事業	28
就労指導	37	水道水源保護条例	28
生涯学習環境の充実	45	スクールバス	31
生涯学習施設の整備	45	スポーツ教室	45
障害者（児）福祉施設整備事業	37	スポーツ施設の整備	45
障害者福祉サービス事業	37	スポーツ少年団	45
商工会への支援	42	スポーツ大会や教室等の開催	45
小、中学校等の改築、耐震化事業	46	生活安全推進協議会	27
消毒用薬剤の配布	28	生活支援事業	35
情報学習施設	45	生活指導、相談等の充実	37
情報学校教育推進事業（小学校パソコン室充 実等）	46	生活習慣改善指導	33
情報教育	32	生活習慣病予防健診、各種がん検診の充実	33
情報共有化システムの構築	51	生活相談	37
情報公開制度	48	生活相談指導事業	38
消防施設の整備	26	青少年育成団体の活動支援	46
消防職員の育成強化	26	青少年健全育成の町宣言	45
消防団	26	生態系豊かな森林づくりの推進	41
		制度資金	39
		積極的な企業誘致施策の実施	43

説明責任	50
総合型地域スポーツクラブ	45
総合行政ネットワーク	31
総合的な施業体制の確立の推進	41
相談事業	33

た

体育協会	45
体育指導委員	45
大学や専門機関などとの連携による職員研修 の実施	51
体験型観光	43
体験宿泊施設	43
体験宿泊施設整備事業	43
体験プログラム	43
体験プログラム開発事業	43
ダイビングリゾート整備事業	44
宅地開発指導要綱の作成	29
男女共同参画の推進啓発	39
地域ケア会議	35
地域公共ネットワーク整備事業	32
地域産物加工販売システム化事業への支援	42
地域支援ネットワーク推進事業	35
地域資源・人材を活かした学校教育の推進	46
地域情報化計画の策定	48
地域情報化施策の展開	50
地域地区（用途地域、風致地区）設定の基礎 調査の実施	29
地域、福祉関連事業所と連携した子育て環境 の整備	36
地域福祉計画の策定	35
地域福祉施設の整備事業	35
地域防災計画	25, 28, 36
地球温暖化対策の啓発事業	27
地産地消	42
治山・治水事業	30
地図混乱地域	29
地籍調査事業の推進	29
中山間地域総合整備事業の推進	40

中山間地域活性化推進事業の推進	40
町営住宅整備事業	29
町外在住者等とのネットワークの強化推進	49
町道の整備	31
町内の緑化や景観作物の作付けを推進	40
町有林の整備	41
町立保育所	36
地理情報システム（GIS）	31
津波避難訓練	25
定員適正化計画の策定	51
低農薬等での栽培による安全で安心な農作物 の推進	40
伝染病対策	28
伝統芸能や民俗文化財の保存と継承	47
統合型GIS整備事業	32
道路維持補修事業	30
道路改良事業	29
道路照明灯	29
道路新設事業	29
道路反射鏡	29
道路舗装事業	29
特産品ブランド化の推進	42
特定非営利活動法人（NPO法人）	48
特別養護老人ホーム	35
都市計画基本方針（マスタープラン）の策定	29
都市計画区域	29
都市と農村の交流	40, 44
土砂災害警戒区域	30
図書館	45
土地区画整理事業	29
土地利用計画	29
土地利用構想	29

な

年金相談の充実	38
農業経営体の法人化を促進	40
農業振興地域整備計画	39
農産物加工処理施設の整備	40
農地基本台帳	39

農地銀行の活用を促進	40
農地と農業用施設などの基盤整備	40
農地利用情報システムの整備	40
農道舗装事業の推進	40
農用地集積	39
は	
バイオマスエネルギー	32
廃食用油リサイクルの推進	27
バイスタンダー	25
バス運行確保支援事業	31
バランスシート	50
P F I 方式	50
ビジターズ・インダストリー	43
非常用給水設備整備事業	28
人にやさしいまちづくり推進事業	35
一人親家庭等医療費助成制度	37
一人親家庭等福祉制度の啓発	37
避難路・避難場所整備事業	25
樋門・排水機場等改修事業	25
福祉医療費助成事業（障害者（児））	37
福祉医療費助成事業（乳幼児）	36
福祉医療費助成事業（一人親家庭）	37
福祉サービスにおける人材の確保	35
福祉資金	37
文化財の調査・発掘及び保護	47
ペット	28
保育所運営の指導事業	36
防災意識啓発事業	25
防災行政無線の統合	25
防災資機材及び備蓄品整備事業	25
防犯意識の啓発	27
防犯診断	26
防犯パトロール	26
訪問指導	34
訪問防火診断	26
放流事業	41
保護者学習会	46
母子福祉協力員	37

墓地の整備事業	28
ホームヘルプサービス	37
ホリスティック・リゾート	44
本庁舎建設事業	51

ま

まちづくり推進団体への支援	48
丸棒加工などによる間伐材の利用の推進	41
三重県交通災害共済制度	26
未加入者の加入促進	38
未接種者への接種勧奨	34
民間非営利組織（N P O）活動に関する情報提 供及び支援	49
民生委員	35, 36, 37
木材製品の付加価値の向上の推進	41

や

役場、公共機関、民間事業所等での環境認証 制度の推進	27
有害鳥獣	39
有害鳥獣被害対策の推進	40, 41
有機野菜	39
友好都市交流事業の推進	49
要介護高齢者等の介護相談窓口の充実	38
養護老人ホーム	35
幼稚園の改築、耐震化事業	46
予防接種の実施	34

ら

流通、加工体制の充実	42
林業経営の近代化の推進	41
林道の路線開設、改良整備の推進	41
レクリエーション都市	44
レセプト点検	34
老人クラブ連合会	26
老人ホーム	35

わ

湾岸道路	31
------	----

新 町 建 設 計 画

2005 年（平成 17 年）1 月

紀伊長島町・海山町合併協議会

2015 年（平成 27 年）9 月 変更

紀北町

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 769 番地 1

電 話 0 5 9 7 - 4 6 - 3 1 1 3

F A X 0 5 9 7 - 4 7 - 5 9 0 8

E-mail kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp